浅口市
子ども・子育て支援事業計画

【 平成 27 年度 ～ 平成 31 年度 】

「希望ある未来へ
子どもとともに育つまち」

平成 27 年 3 月

岡山県　浅口市

計画の策定にあたって

市民の皆様には、子どもの健やかな成長を共に見守るなど、地域の宝である子どもの育ちへの支援にご協力いただいておりますこと、誠に感謝申し上げます。

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題、子育ての孤立感と負担感の増加など、わが国における子どもや子育てに関するさまざまな問題の解消に向けて、平成２７年４月より子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。新制度は市町村が実施主体となり、質の高い教育・保育の総合的な提供や、保育の量的な拡大による待機児童問題の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを進めるためのものです。

本市においても、子育てのニーズ調査により地域の子育て支援に関する需要の把握に努めるとともに、保護者や事業者、学識経験者など、子育て支援に関わる幅広い分野から選出された委員による「浅口市子ども・子育て会議」のご意見を踏まえ、浅口市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念とした「希望ある未来へ　子どもとともに育つまち」を市民の皆様とともに実現したいと考えておりますので、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この度の計画策定にあたり、ご尽力を賜りました浅口市子ども・子育て会議委員、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して、貴重なご意見やご提言をいただきました市民や関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成２７年３月

浅口市長　栗山 康彦

目　次

第１章　はじめに 1
第１節　計画策定の背景 1
第２節　計画の位置づけと性格 1
第３節　計画の期間 2
第４節　計画策定の体制 3
（１）アンケート調査の実施 3
（２）浅口市子ども・子育て会議による審議 3
（３）パブリック・コメントの実施 4
（４）庁内策定体制 4

第２章　子どもを取り巻く現状 5
第１節　浅口市の現状 5
（１）人口構成 5
（２）出生数と合計特殊出生率 6
第２節　人口の将来推計 7
第３節　調査結果 9
（１）就学前調査 9
（２）小学生調査 17
（３）共通調査 19

第３章　計画の基本構想 25
第１節　幼児期の教育・保育提供区域の設定 25
第２節　基本理念 26
第３節　基本目標 26
第４節　施策体系図 27

第４章　子ども・子育ての施策 28
第１節　幼児期の学校教育・保育の充実 28
（１）幼児期の学校教育・保育の充実 28
第２節　地域における子育ての支援 30
（１）地域における子育て支援サービスの充実 30
（２）保育サービスの充実 35
（３）子育て支援のネットワークづくり 36
（４）子どもの健全育成 38

（５）地域における人材養成 42
（６）公共施設等の活用や世代間交流の促進 42
（７）経済的負担の軽減 43
第３節　妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実 44
（１）子どもや保護者の健康の確保 44
（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 46
（３）食育の推進 47
（４）小児医療の充実 49
第４節　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 50
（１）次代の親の育成 50
（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 51
（３）家庭や地域の教育力の向上 52
（４）フリーター等に対する意識啓発や職業訓練等の実施 54
（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進 54
第５節　子育てを支援する生活環境の整備 55
（１）良質な住宅の確保 55
（２）良好な居住環境の整備 55
（３）安心して外出できる環境の整備 56
（４）安全な道路交通環境の整備 57
（５）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 59
（７）配慮を必要とする子どもと家庭への支援 61
第６節　職業生活と家庭生活との両立の推進等 62
（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 62
（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備 64
（３）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 64
第７節　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 65
（１）児童虐待防止対策の充実 65
（２）母子家庭等の自立支援の推進 66
（３）障がい児施策の充実等 67
第５章　主要事業における量の見込みと確保方策 70
第１節　新制度における保育の必要性について 71
（１）認定区分 71
（２）認定基準 71
第２節　子ども・子育て支援給付 72
（１）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 72

【量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期】 72
（２）確保方策について 73
第３節　地域子ども・子育て支援事業の充実 74
（１）提供区域の設定 74
（２）量の見込みと確保方策 74

第６章　計画の推進に向けて 80
第１節　計画の周知徹底 80
第２節　市民や関係団体等との連携 80
第３節　計画の進捗状況の管理・評価 80

資料編 81
第１節　浅口市子ども・子育て会議条例 81
第２節　浅口市子ども・子育て会議の公開に関する要綱 83
第３節　浅口市子ども・子育て会議委員名簿 86
第４節　浅口市子ども・子育て会議開催状況 87

第１章　はじめに

第１節　計画策定の背景

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国は、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から 10 年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定を、全国の市町村に義務づけました。

浅口市においても、現在の浅口市を形成する鴨方・金光・寄島の旧 3 町は、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成 17 年３月にそれぞれ「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。その後平成 22 年３月には「浅口市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、各地域が一体となって「子育て」「子育ち」の支援に取り組んできました。

一方、国においては、基本施策である少子化社会対策大綱に沿った様々な対策が実施されてきました。しかし少子化に歯止めがかかっていないことや、子育ての孤立化、児童虐待、不登校やいじめといった問題が深刻化してくるなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況にあります。また、さらに核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

これらの課題に対応するため、また、幼児教育や保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、地域のニーズに応じて質の高い幼児教育や保育を、総合的に提供することが重要であることから、平成 24 年８月に子ども・子育て支援関連３法が成立しました。この法律に基づき、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

このような状況を受け、浅口市では、平成 26 年度末で終了する「浅口市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として、法定計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「浅口市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

第２節　計画の位置づけと性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。また、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組を進めてきた『浅口市次世代育成支援行動計画（後期計画）』につ

いても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

また、この計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「浅口市総合計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

○子ども・子育て支援法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

第３節　計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する５年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

<table>
<tr><th></th><th>平成
22年度</th><th>平成
23年度</th><th>平成
24年度</th><th>平成
25年度</th><th>平成
26年度</th><th>平成
27年度</th><th>平成
28年度</th><th>平成
29年度</th><th>平成
30年度</th><th>平成
31年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">現在の計画</td><td colspan="5" rowspan="2">次世代育成支援行動計画（後期計画）
（浅口市健康・食育・子育て支援計画）</td><td colspan="5" rowspan="2"></td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="2">次期の計画</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td>見直し
計画策定</td><td colspan="5">子ども子育て支援事業計画
（浅口市健康・食育・子育て支援計画）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

第４節　計画策定の体制

（1）アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「浅口市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の実施概要】

対象者	平成 25 年 10 月 1 日現在、市内に在住する就学前児童（0～5 歳）および小学校 1 年生から 6 年生の保護者
実施方法	就学前児童のうち、市内保育所・幼稚園・小学校に通っているお子さんには園・学校を通じて配布・回収、その他のお子さんには郵送配布、郵送回収
実施期間	平成 25 年 11 月 8 日（金）～平成 25 年 12 月 12 日（木）

	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,583 件	1,213 件	76.6%
小学生の保護者	1,790 件	1,651 件	92.2%
計	3,373 件	2,864 件	84.9%

※就学前児童・小学生ともに平成 25 年 12 月 12 日以降に返送があったものは集計に含まれていません。

（2）浅口市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「浅口市子ども・子育て会議」において、計６回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

（3）パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	平成 26 年 12 月 4 日（木）～平成 26 年 12 月 17 日（水）
意見提出件数	5 件

（4）庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、教育委員会事務局各課、健康推進課、社会福祉課、総務課、地域創造課、政策課、まちづくり課などとの連携や緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

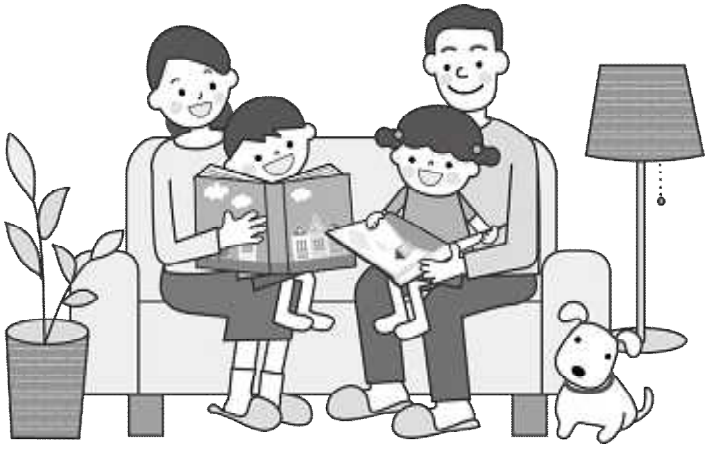

第２章　子どもを取り巻く現状

第１節　浅口市の現状

（1）人口構成

平成 25 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく人口構成は、下記の通りです。

【人口構成（平成 25 年 10 月 1 日現在)】

総人口	男性	女性
36,925人	17,461人（48.3%）	18,660人（51.7%）

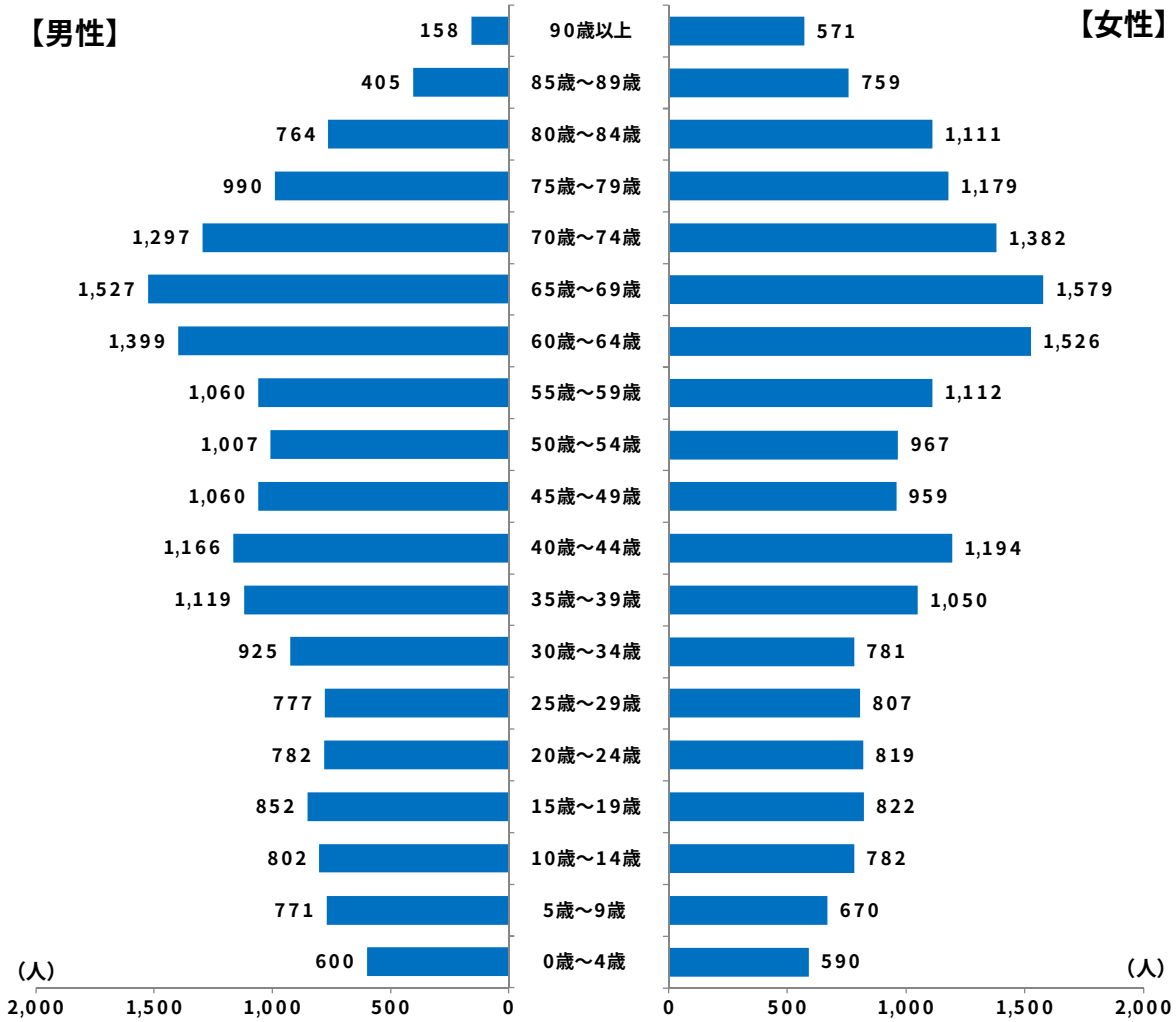

【年齢（3 区分）別人口構成】

区分	総人口	年少人口（15歳未満）	生産年齢人口（15歳～64歳）	老年人口（65歳以上）
人口（人）	36,121	4,215	20,184	11,722
構成比	100.0%	11.7%	55.9%	32.5%

（2）出生数と合計特殊出生率

出生数は平成 19 年をピークに減少傾向にあり、平成 23 年には 227 人となっています。

合計特殊出生率は平成 18 年から平成 23 年すべてにおいて県や国より低くなっています。

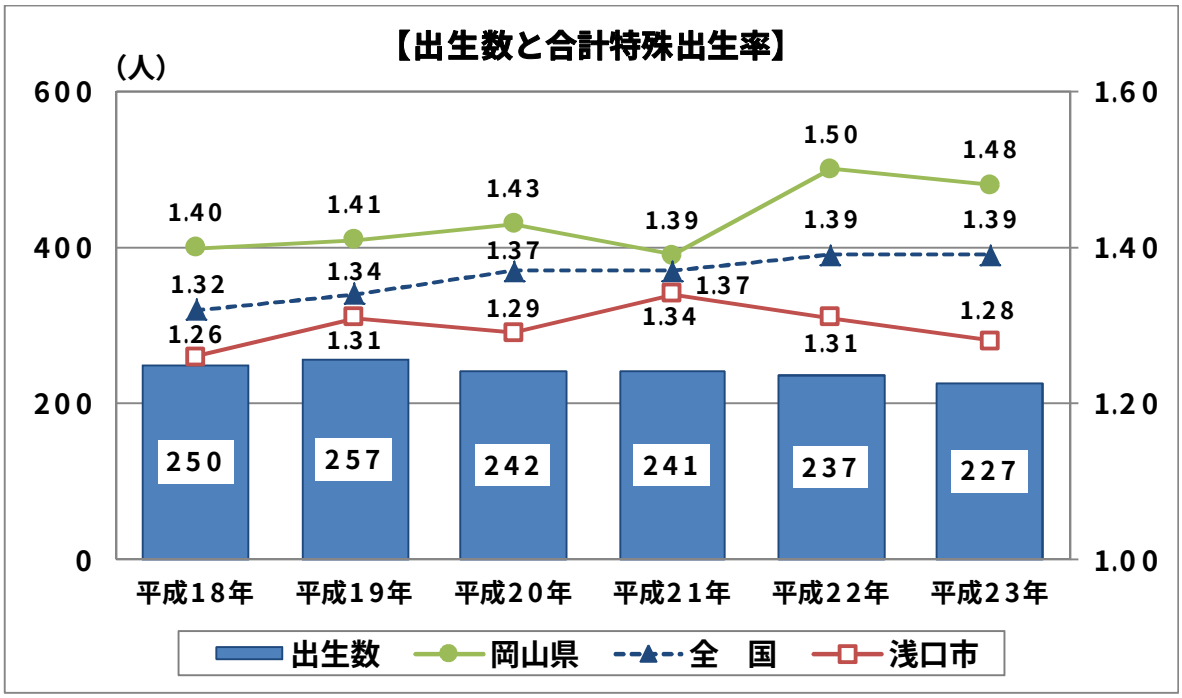

出典：人口動態統計

第２節　人口の将来推計

平成 21 年から平成 25 年（各年 10 月 1 日現在）の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法※を用いた人口推計における見込みでは、総人口は減少傾向となっており、平成 31 年には 34,000 人を下回ることが予想されます。

子ども（0 歳～11 歳）の人口も総人口と同様に減少傾向が予想されます。

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口	37,621	37,258	36,925	36,570	36,121	35,733	35,331	34,924	34,506	34,072	33,625
年少人口（15歳未満）	4,503	4,441	4,425	4,314	4,215	4,105	4,028	3,965	3,891	3,841	3,738
生産年齢人口（15歳～64歳）	22,213	21,761	21,385	20,844	20,184	19,614	19,113	18,687	18,333	17,987	17,717
老年人口（65歳以上）	10,905	11,056	11,115	11,412	11,722	12,014	12,190	12,272	12,282	12,244	12,170

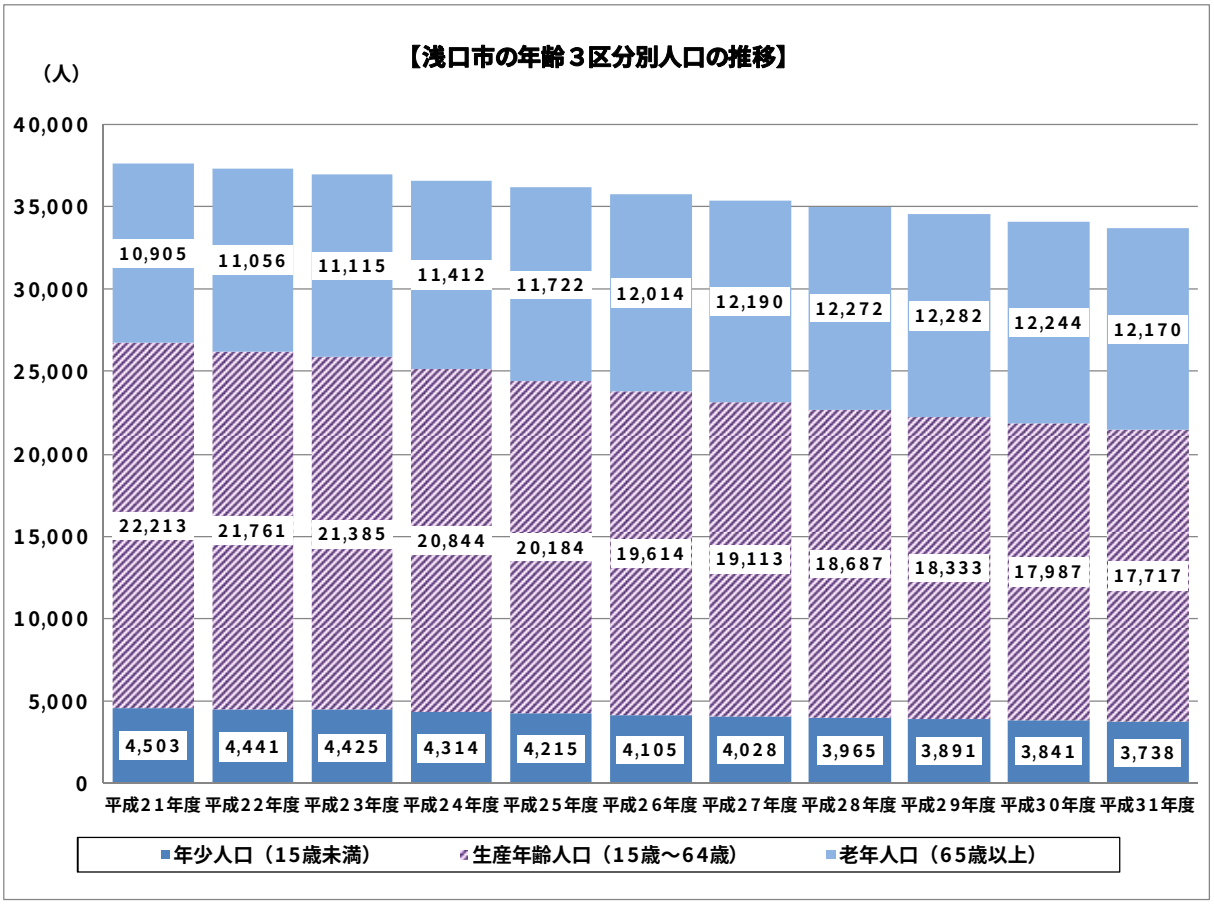

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口	3,485	3,437	3,373	3,306	3,221	3,158	3,121	3,035	2,987	2,909	2,881
０～５歳	1,607	1,551	1,556	1,500	1,470	1,427	1,384	1,369	1,339	1,315	1,310
６～１１歳	1,878	1,886	1,817	1,806	1,751	1,731	1,737	1,666	1,648	1,594	1,571

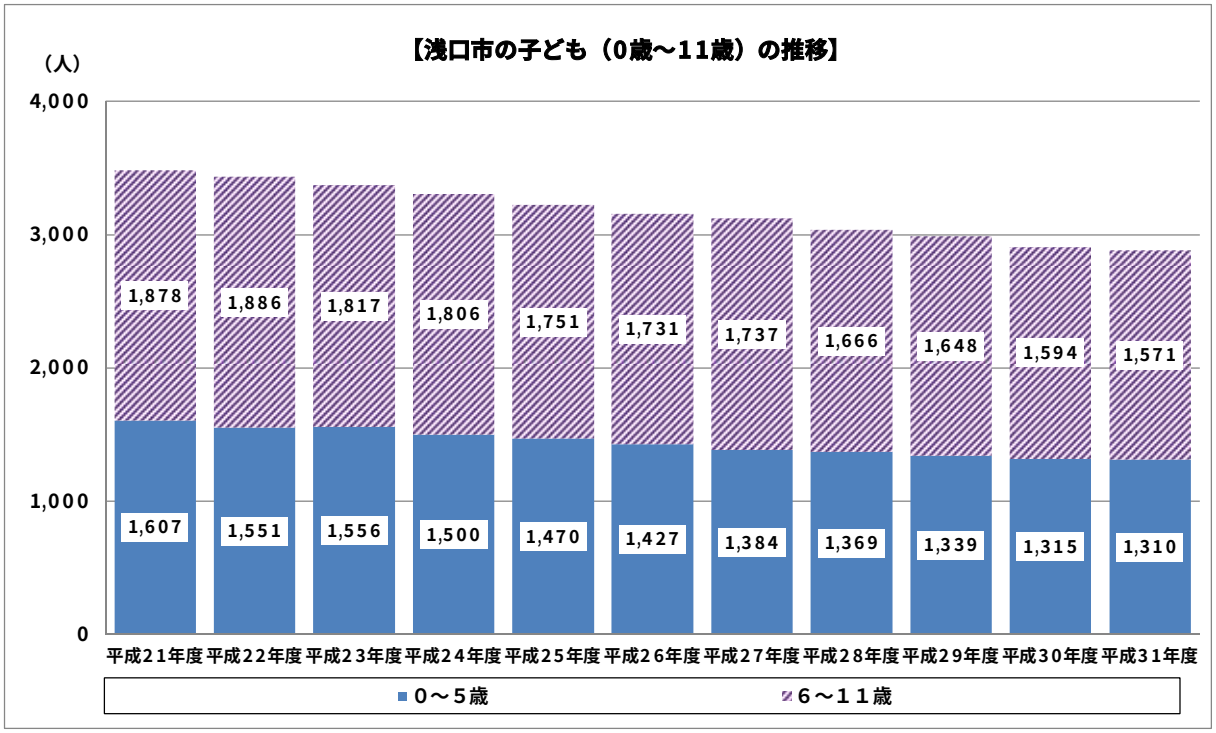

※コーホート変化率法とは

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法となります。

ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、平成 21 年 4 月 2 日～22 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 24 年 4 月 1 日時点で満 2 歳、平成 28 年 4 月 1 日時点で満 6 歳となり、平成 28 年度の小学 1 年生となる人々の集団となります。

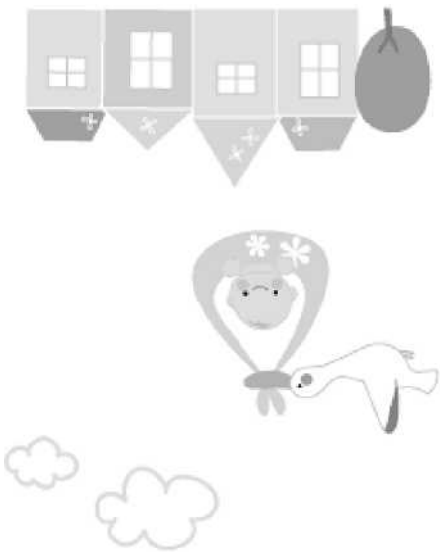

第３節　調査結果

（１）就学前調査

◆教育・保育サービスの利用状況・利用意向

現在、利用しているサービスは「認可保育所」が最も多く、次いで、「どこも利用していない」、「市内幼稚園（通常の就園時間のみ）」の順となっています。今後の利用意向をみると、上位 2 位は現在の利用と同様で、3 位が「認定こども園」となっています。

「幼稚園」を利用したい方の保育期間の希望は「３年保育」が最も多くなっています。「認可保育所」を利用したい方の希望する地域は「金光」、「鴨方」がいずれも約 40％を占めています。

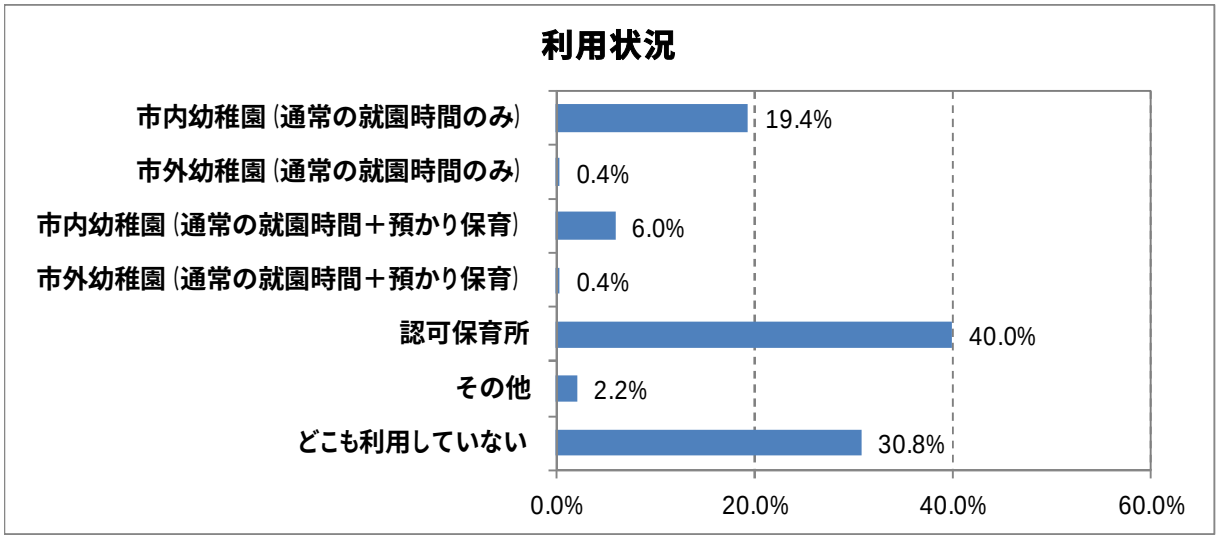

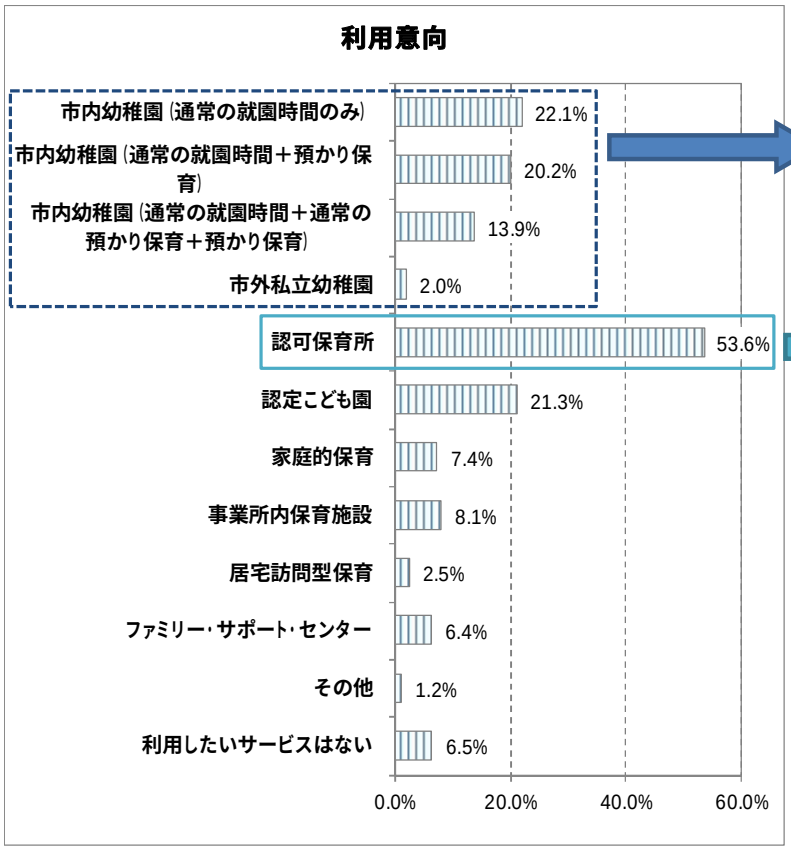

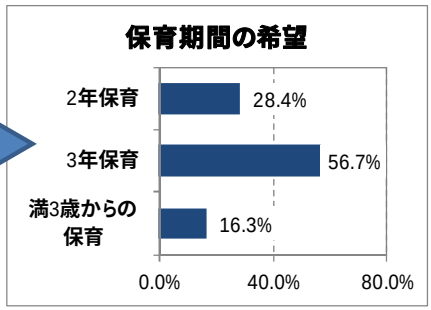

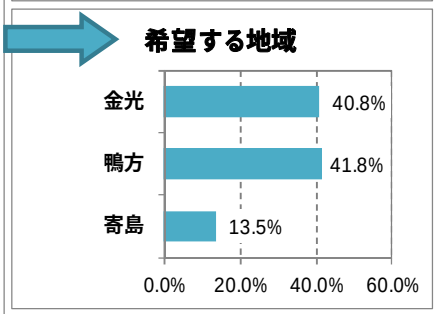

◆土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な幼稚園・保育所の利用希望

平日以外の幼稚園・保育所の利用希望をみると、「日曜日・祝日」は利用を希望しない方が約 80%となっていますが、「土曜日」、「長期休暇中」は「ほぼ毎日」利用を希望する方が約 20%を占めています。また、「長期休暇期間中」は「月に 1～2 回」利用を希望する方が約 30%となっています。

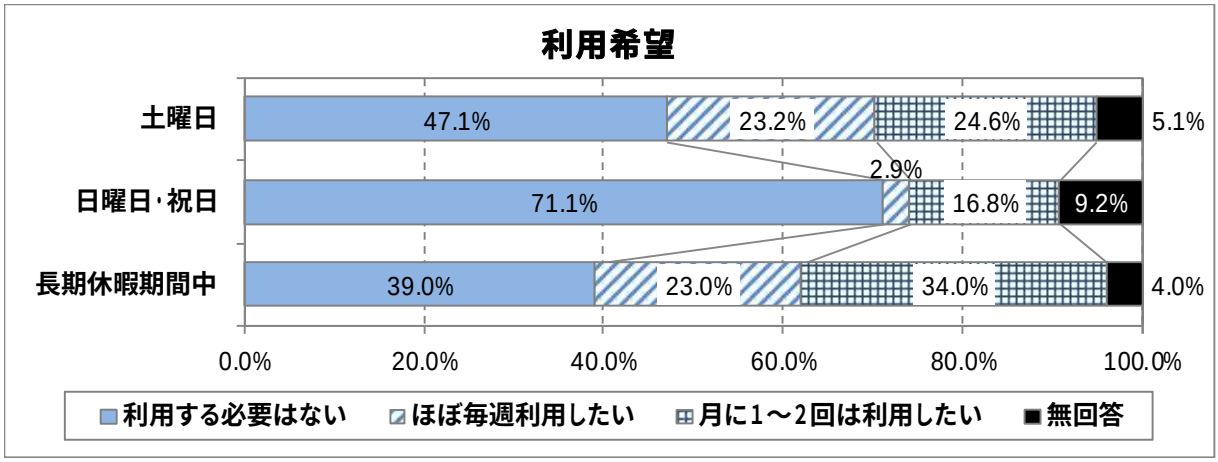

◆不定期な教育・保育サービスの利用状況・利用希望

不定期な教育・保育サービスの利用については、「利用していない（利用したいものはない）」と答えた方が最も多くなっていますが、「一時預かり事業」「幼稚園の預かり保育」の利用を希望している方は 20～30%を占めています。

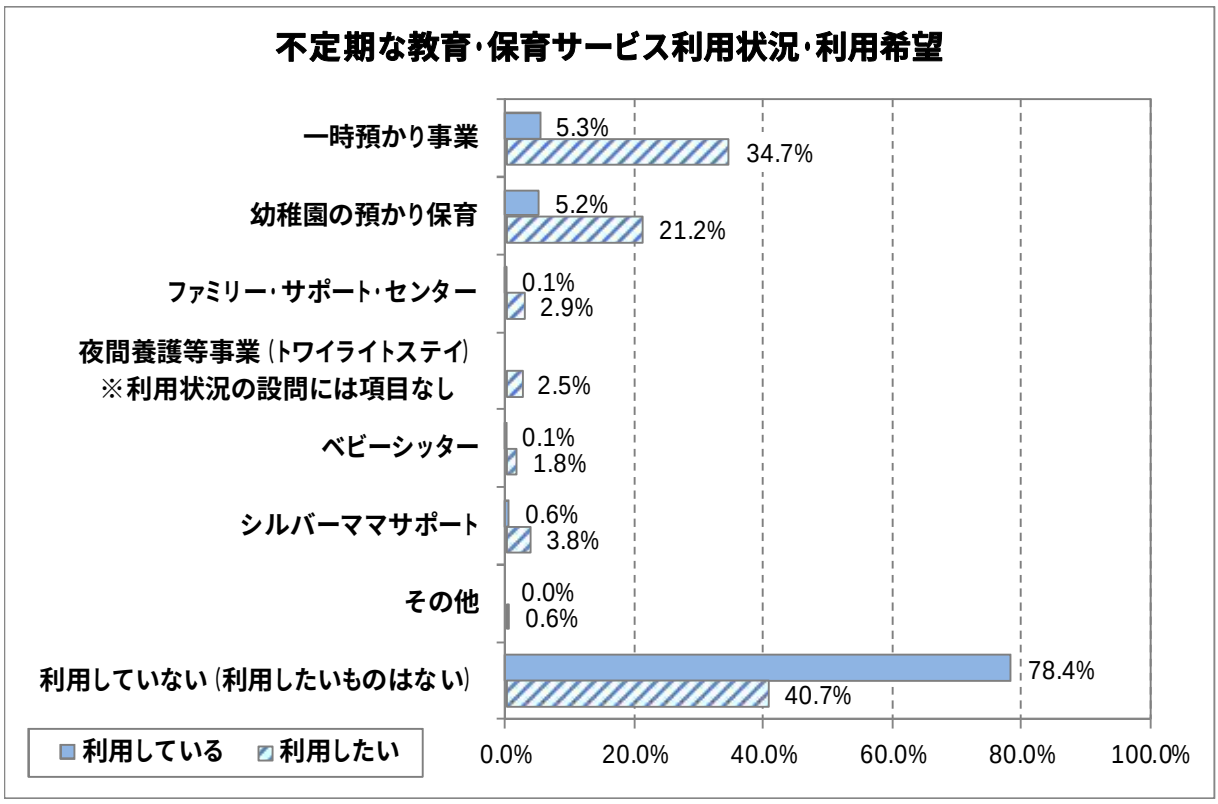

◆地域の子育て支援施設の利用状況について

子育て支援施設の利用状況・利用希望をみると、いずれも、「つどいの広場のびっ子（鴨方公民館内）」が最も多くなっています。

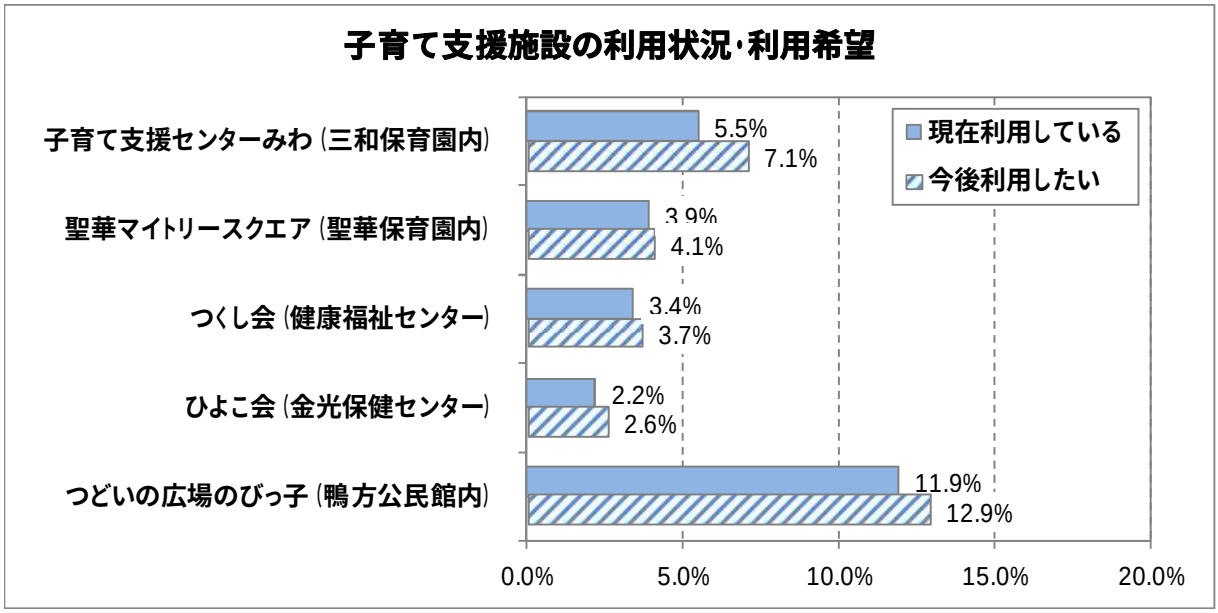

◆子育てに関するサークルなど自主的な活動について

子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加状況をみると、「現在、参加している」9.4%、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」35.1%となっており、今後実施（参加）したい活動や講座をたずねると、「子どもをほかの子どもといっしょに遊ばせたり、親子で楽しむ活動」が約 90%と最も多くなっています。

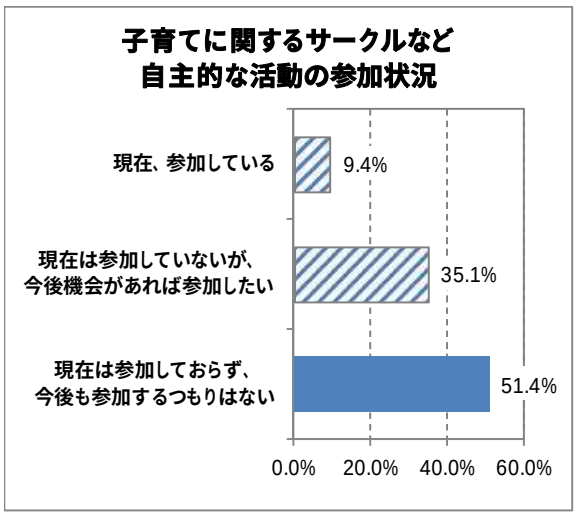

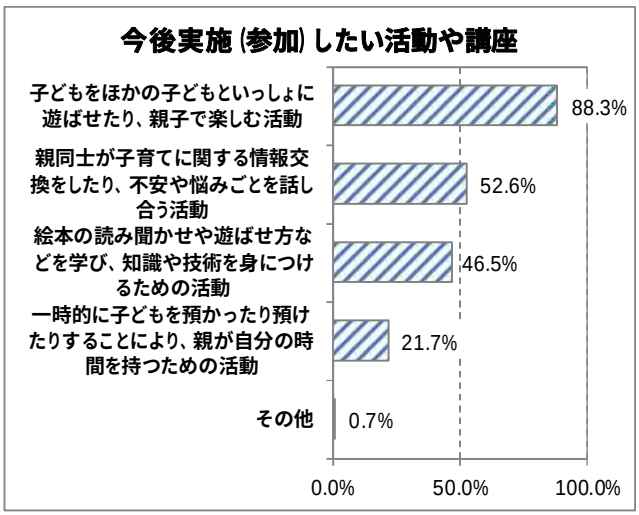

◆地域の子育て支援事業の認知度・利用状況

地域の子育て支援事業のうち、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「ももっこカード」、「市の保健師による訪問相談サービス」、「マタニティクラス（市・健康推進課）」、「赤ちゃんの駅」は認知度・利用率ともに上位を占めています。「教育相談（市・学校教育課）」、「家庭児童相談室（市・子育て支援課）」については、知っているが、利用したことがなく、今後利用したい方が多くなっています。

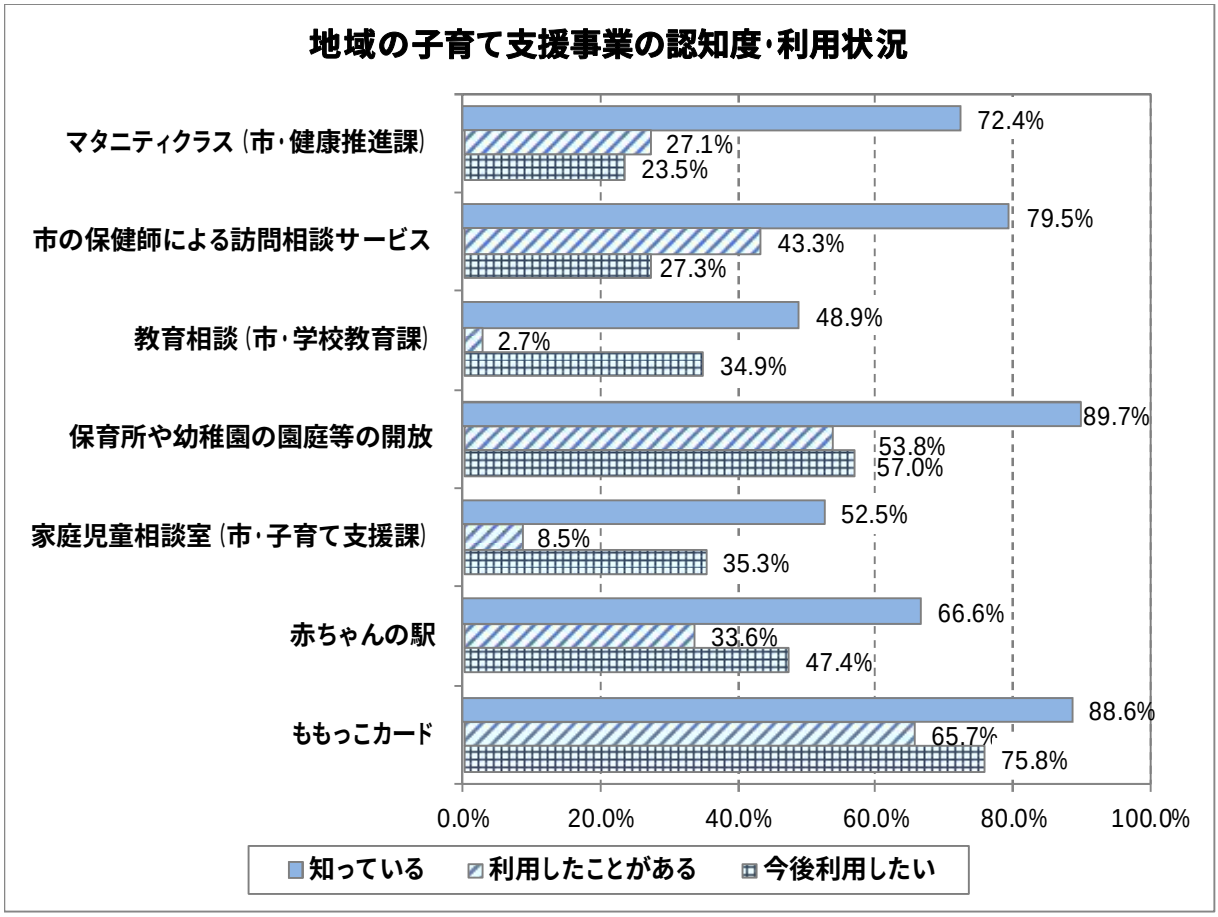

◆小学校就学後の放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向

放課後に過ごさせたい場所をみると、低学年・高学年ともに「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の順で多くなっています。

また、「放課後児童クラブ」の利用希望がある方に土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の利用意向をたずねると、長期休暇中は「高学年になっても利用したい」方が約 70%、日曜日・祝日は「利用する必要はない」方が約 60%を占めています。

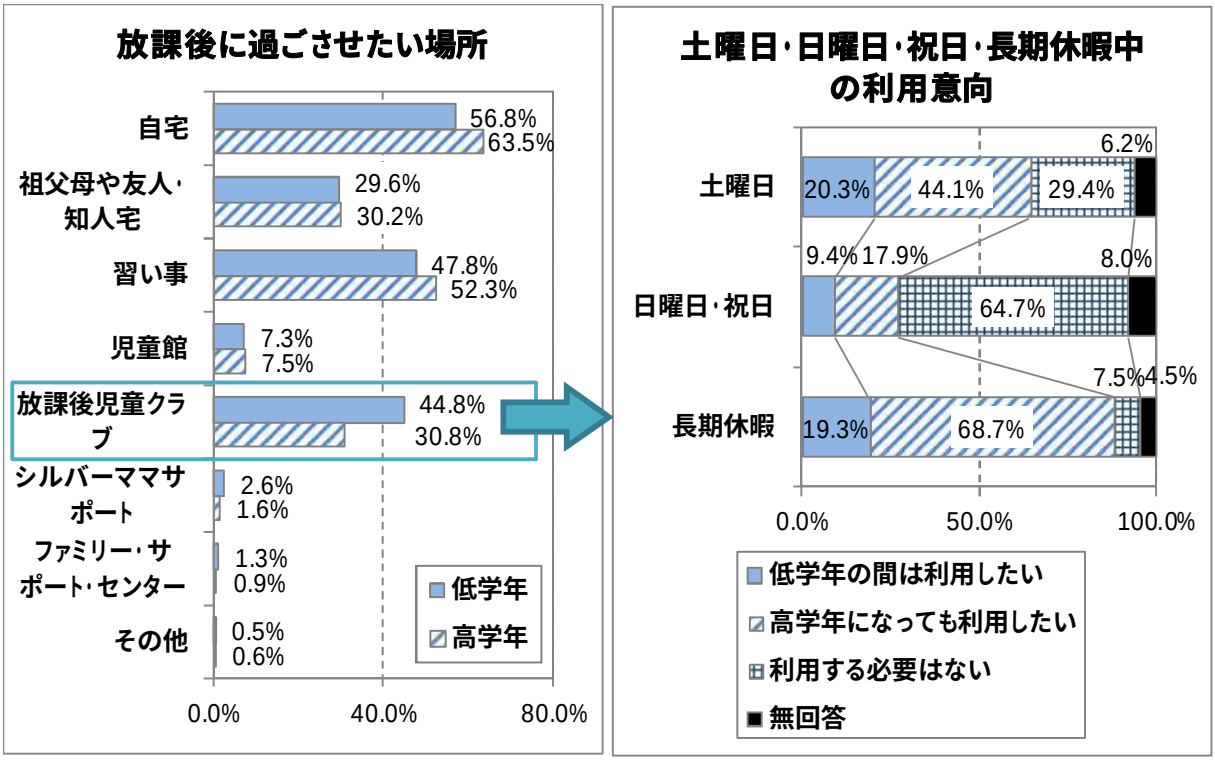

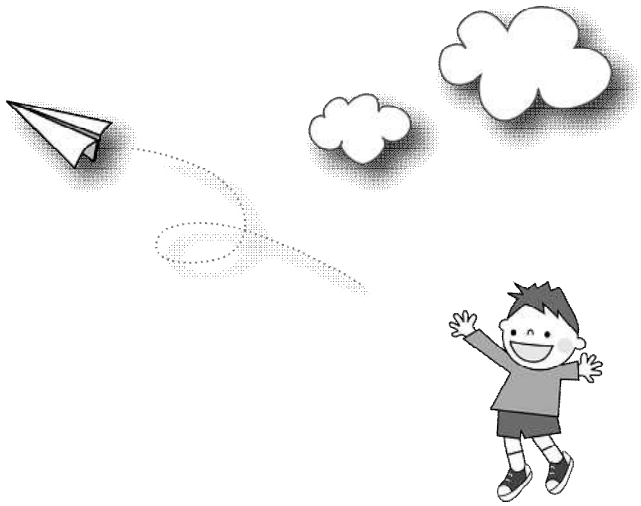

◆育児休業の取得について

育児休業の取得率は母親 30.6%、父親 2.1%となっています。育児休業を取得していない方の理由上位 3 位は以下の表のとおりとなっています。

また、育児休業後に職場に復帰した方のうち、「短時間勤務制度」を利用した方は母親のみで 24.6%、現在も育児休業中の方のうち、お子さんが 1 歳になったときに必ず「子どもを預かってもらえるサービスが利用できる」と約束されていれば、1 歳まで育児休業を取得したい方は母親の 90%となっています。

また、育児休業給付及び育児休業期間中の保険料免除の認知度をみると、「いずれも知らなかった」と答えた方が約 30%を占めています。

	育児休業を取得していない理由	
	母親	父親
1	子育てや家事に専念するために退職した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
2	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	仕事が忙しかった
3	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった

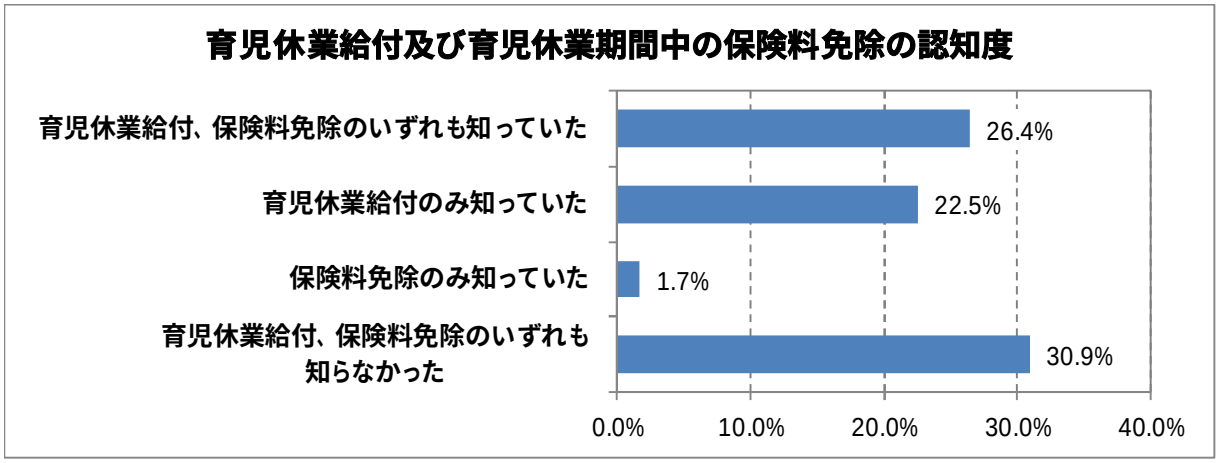

◆幼保一元化の考え方について

幼保一元化の考え方についてみると、「親の就労の有無に関わりなく、地域の子どもが同じ環境で過ごせることで、小学校生活にスムーズに移れる」、「園児数が増え、異年齢の子どもとの触れ合いや同年齢の子どもとの競い合いが増え、良い成長が期待できる」、「就労状況等により親の考え方に違いがあるため、保護者会などの活動に難しい面がある」は「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた方が７０%を超えています。すべての項目について、「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と答えた方は１０%未満となっています。

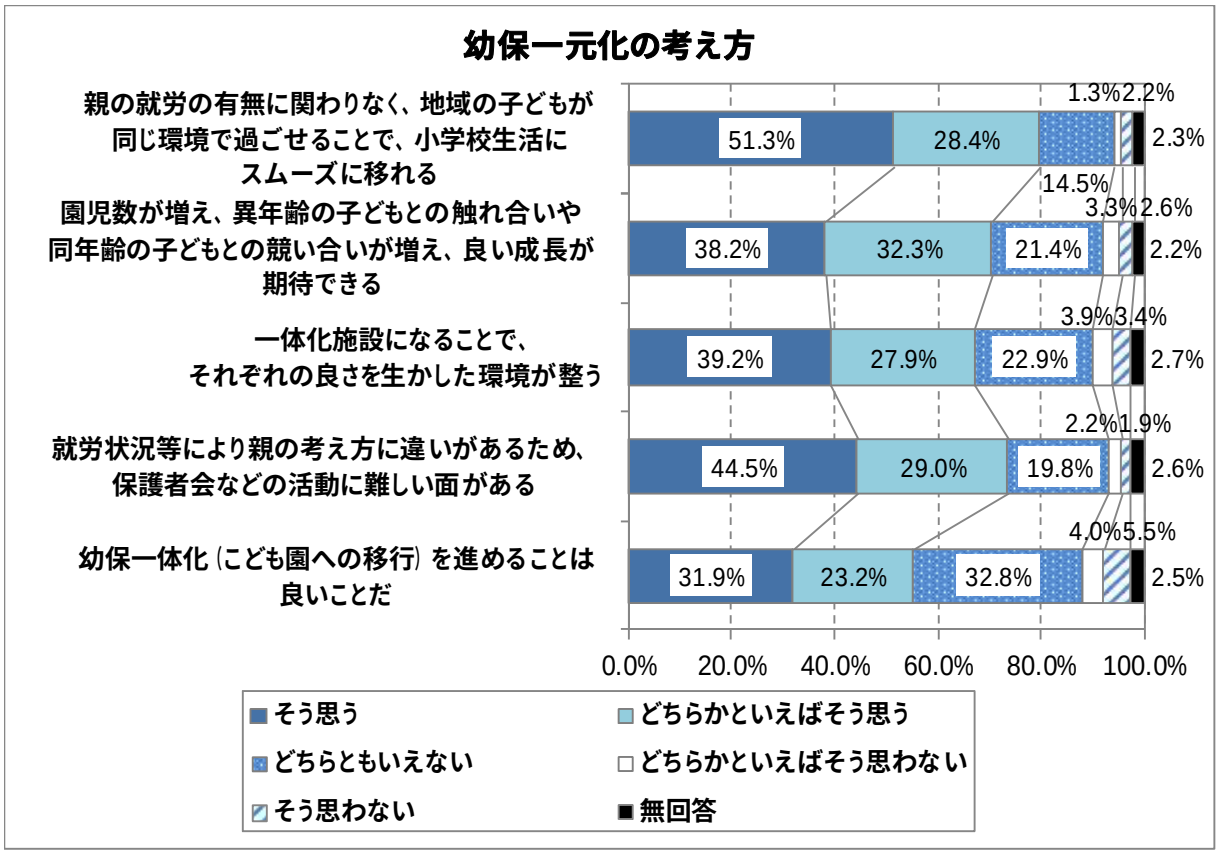

◆子育て状況の満足度

お子さんを妊娠、出産、育児をしているときの状況について満足度をみると、「病院や産院の設備・スタッフの対応」、「家族の援助などの家庭環境」については満足度が高くなっていますが、「飲食店、スーパー等の授乳室とおむつの交換台の設備」については「やや不満」または「不満」と答えた方が５０%を超えています。

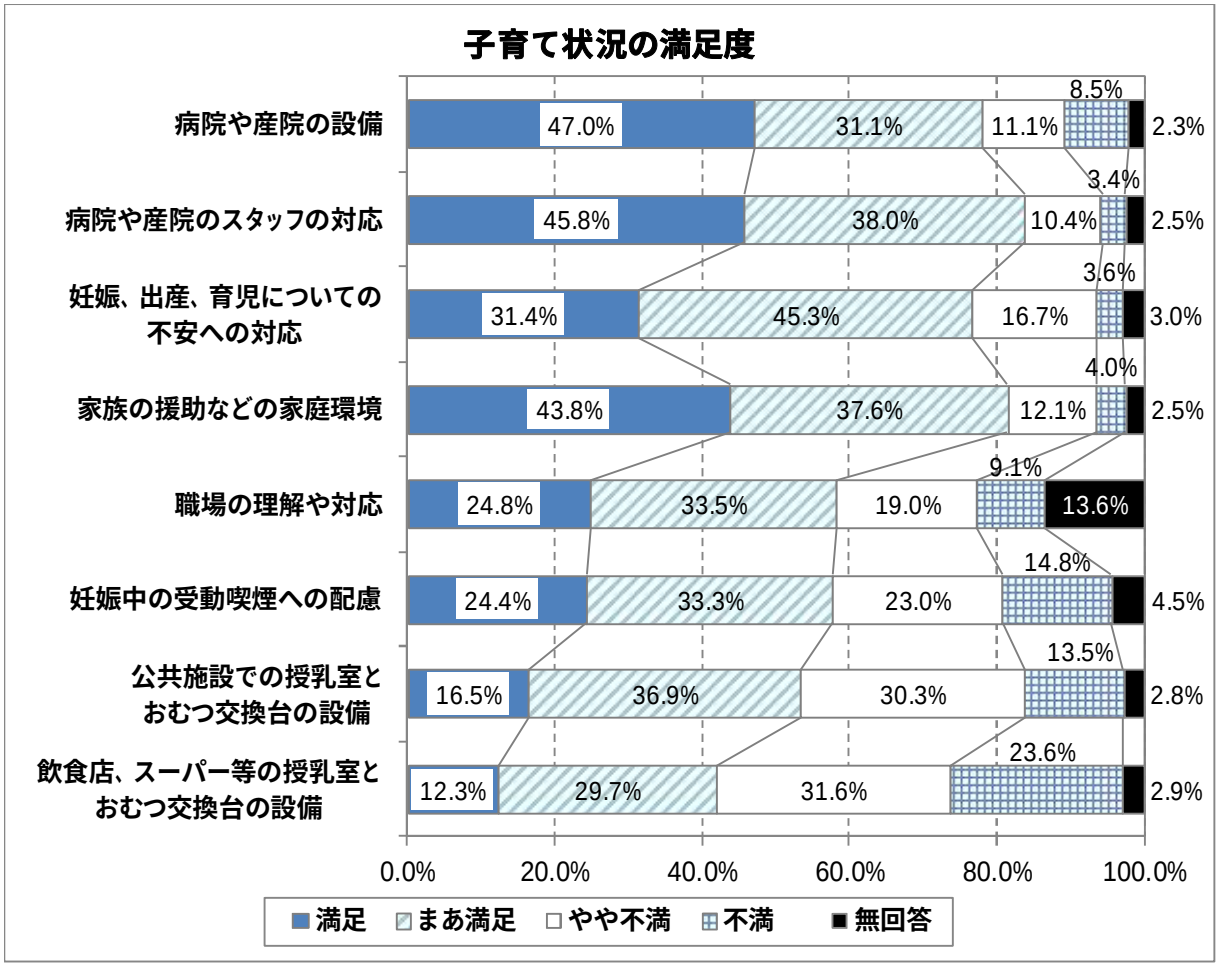

（2）小学生調査

◆不定期な教育・保育サービスの利用状況・利用希望

不定期な教育・保育サービスの利用状況・利用希望をみると、個別のサービスを「利用している・利用したい」と答えた方は 2%を下回っており、「利用していない（利用したいものはない）」と答えた方が 80%を超えています。

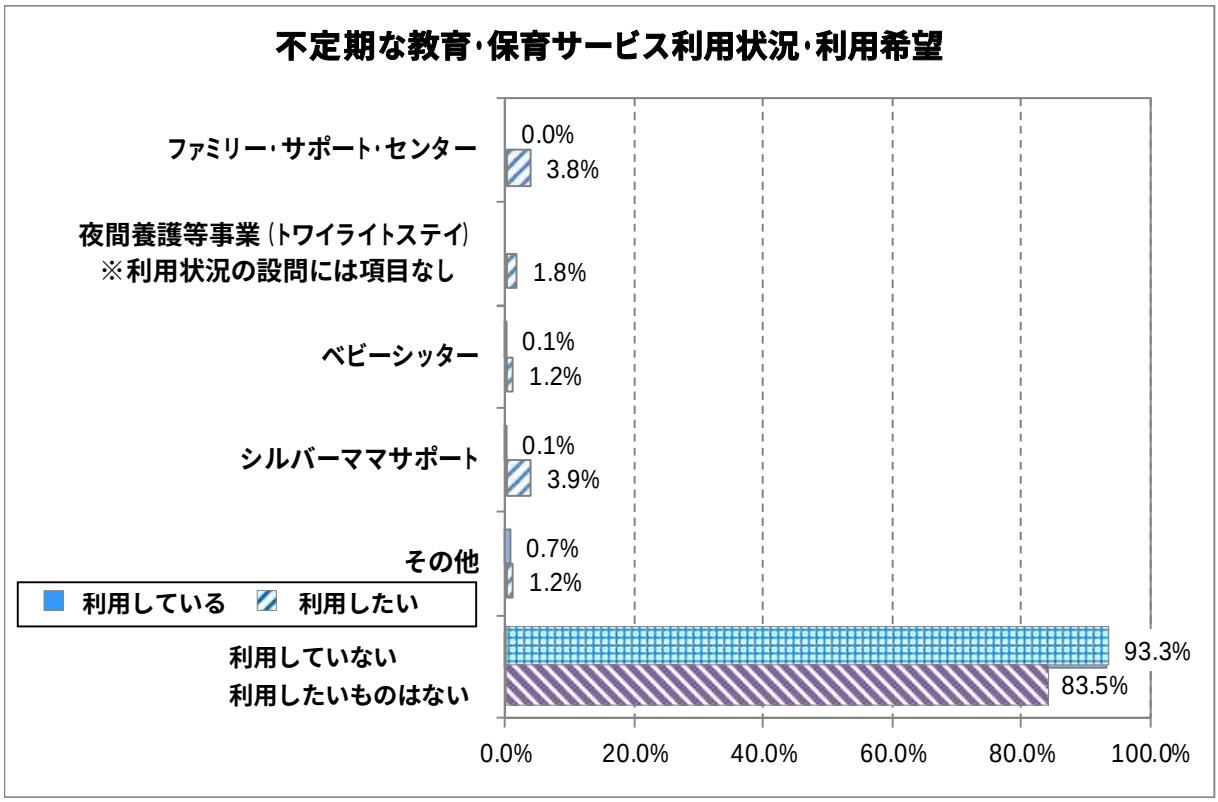

◆放課後児童クラブの利用状況について

放課後児童クラブの現在の利用状況をみると、「利用している」16.3%、「利用したいが、利用できていない」3.0%、「利用していない」79.5%となっています。

今後の利用意向をみると、「利用したい」と答えた方は 21.7%となっており、利用したい学年は「6 年生まで」と答えた方が 60.9%を占めています。

土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の利用意向をみると、長期休暇中は「小学校 1～3 年生の間は利用したい」26.5%、「小学校 4～6 年生になっても利用したい」70.1%と利用意向が高くなっています。

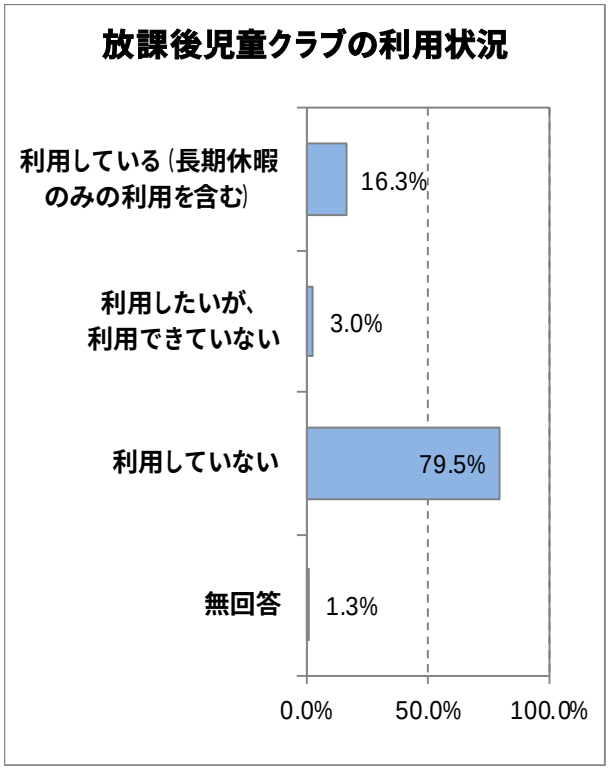

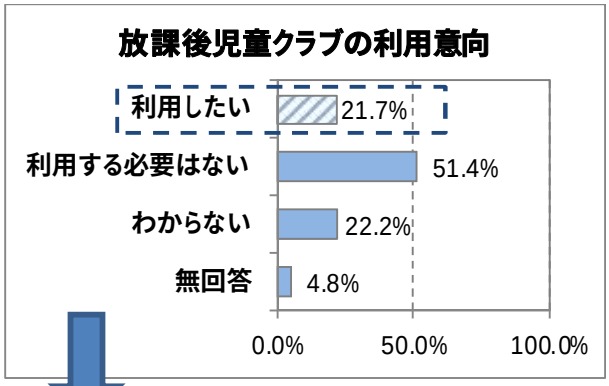

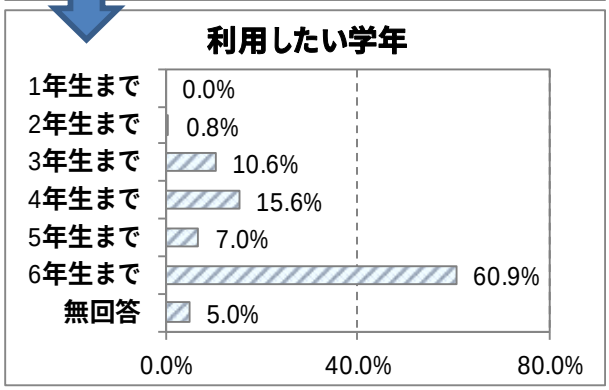

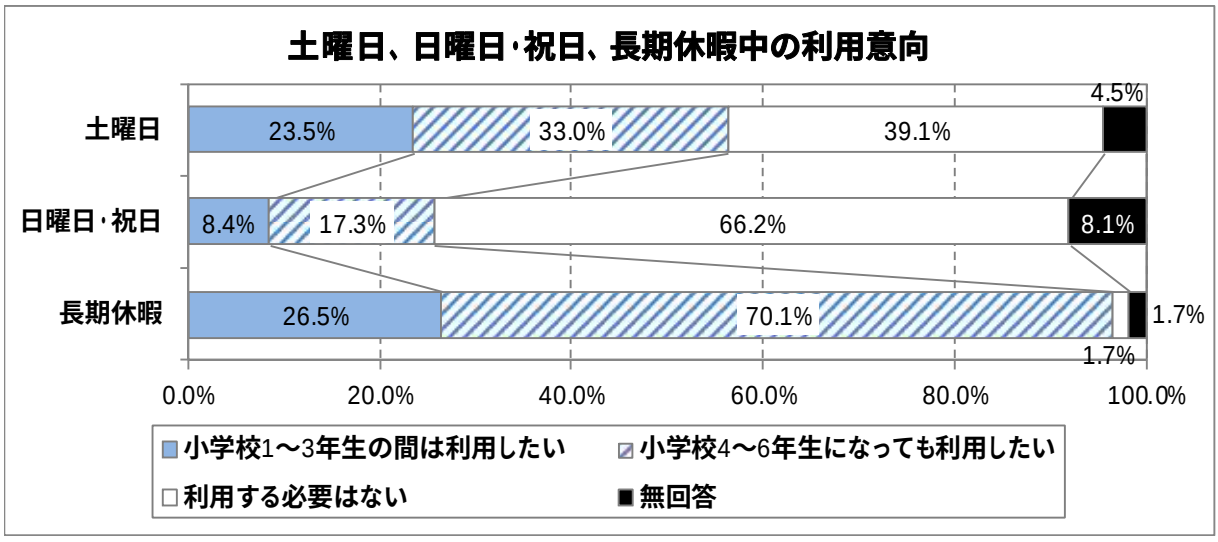

（3）共通調査

◆病気やけがで通常の事業が利用できなかったことの有無

病気やけがで通常の事業が利用できなかったことの有無をみると、就学前では 71.7%、小学生では 56.0%が「あった」と答えています。

また、「あった」と答えた方に病児・病後児保育の利用状況・利用意向をたずねると、就学前は「利用した」方が 1%前後となっていますが、「できれば利用したい」と答えた方は約 40%を占めています。小学生は「利用した」と答えた方はほとんどおらず、「できれば利用したい」と答えた方も就学前よりは少なく、約 20%となっています。

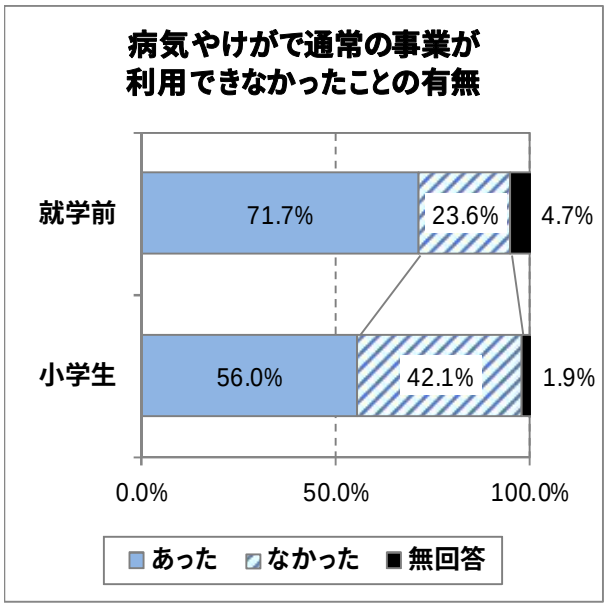

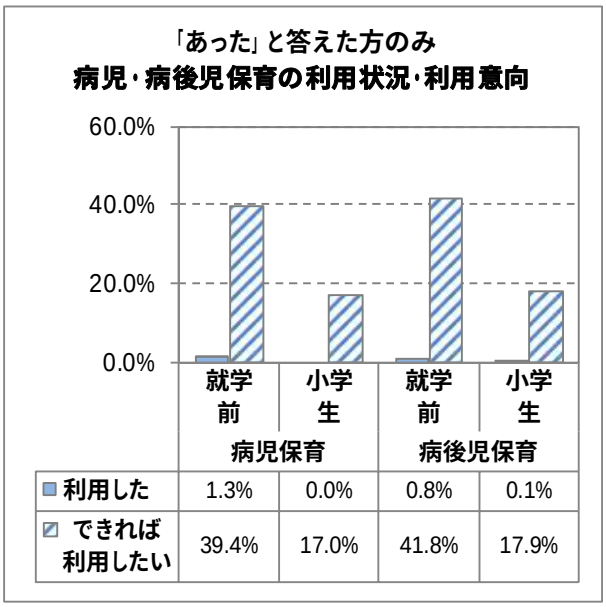

	病児保育		病後児保育	
	就学前	小学生	就学前	小学生
利用した	1.3%	0.0%	0.8%	0.1%
できれば利用したい	39.4%	17.0%	41.8%	17.9%

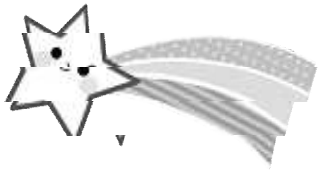

◆仕事と子育てを両立していくために必要な支援

仕事と子育てを両立していくために必要な支援をたずねると、就学前は「職場に子育てに対する理解があること」、「延長保育や一時保育、保育所（園）などの就労時間内の保育サービスがあること」、「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」の順で多くなっています。

小学生は「職場に子育てに対する理解があること」、「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」、「延長保育や一時保育、保育所（園）などの就労時間内の保育サービスがあること」の順で多くなっています。

また、すべての項目において、小学生より就学前のほうが支援を必要としていることがわかります。

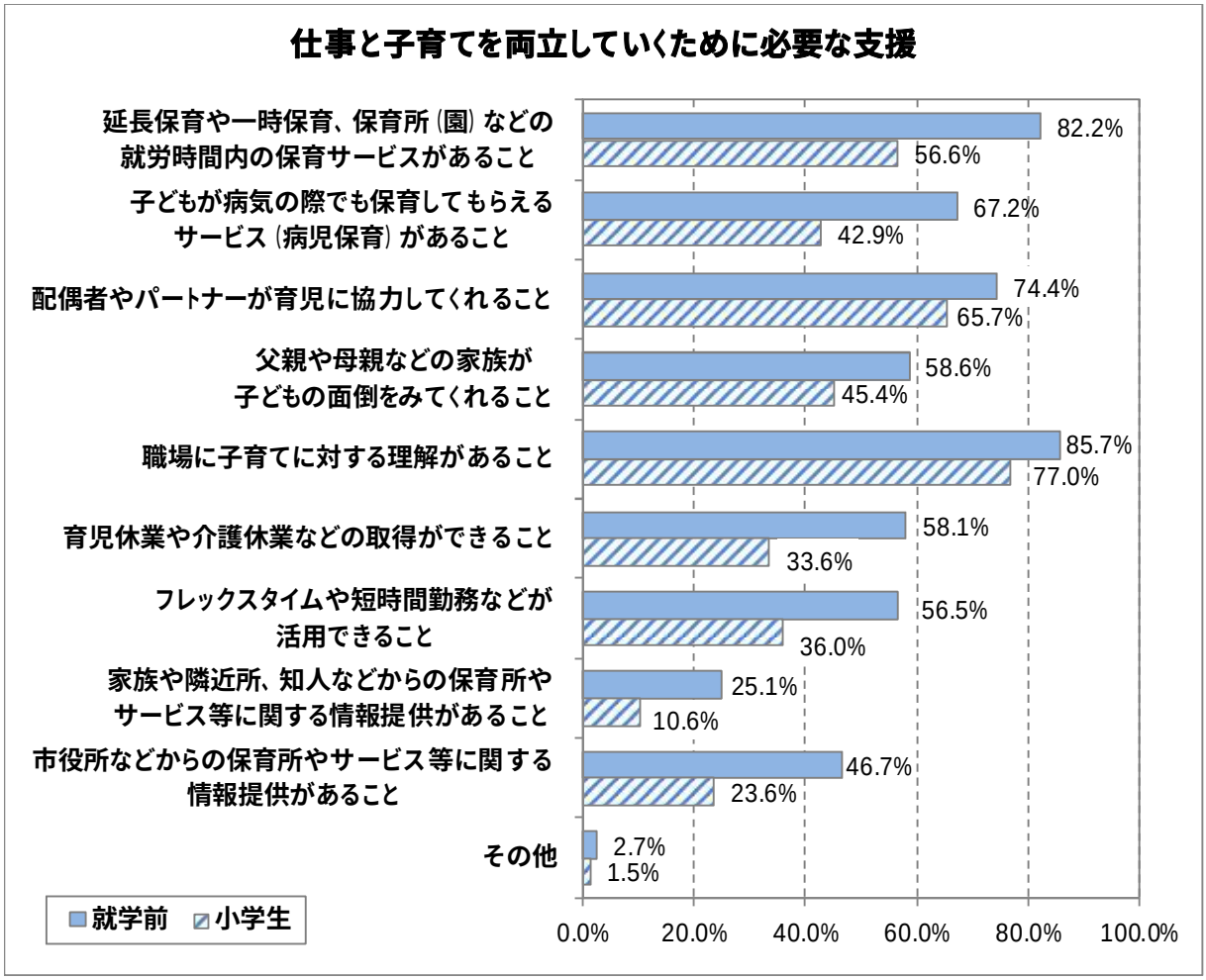

◆子育てに関する事業の認知度・利用状況

子育てに関する事業についてみると、「広報あさくち」は就学前・小学生ともに 90%以上の方が「知っている」と答えており、利用率・利用意向ともに最も高くなっています。

「あさくち子育て応援サイト」は就学前・小学生ともに認知度は 30～40%程度、利用率は 10%程度となっていますが、今後の利用を希望する方は就学前で 60.9%、小学生で 46.0%を占めています。

「浅口市ホームページ」は利用したことのある方は 50%以下となっていますが、認知度・利用意向ともに 50%以上を占めています。

「あさくち子育てガイドブック」と「浅口市子育て通信」は、就学前・小学生ともに認知度より利用意向のほうが高くなっています。

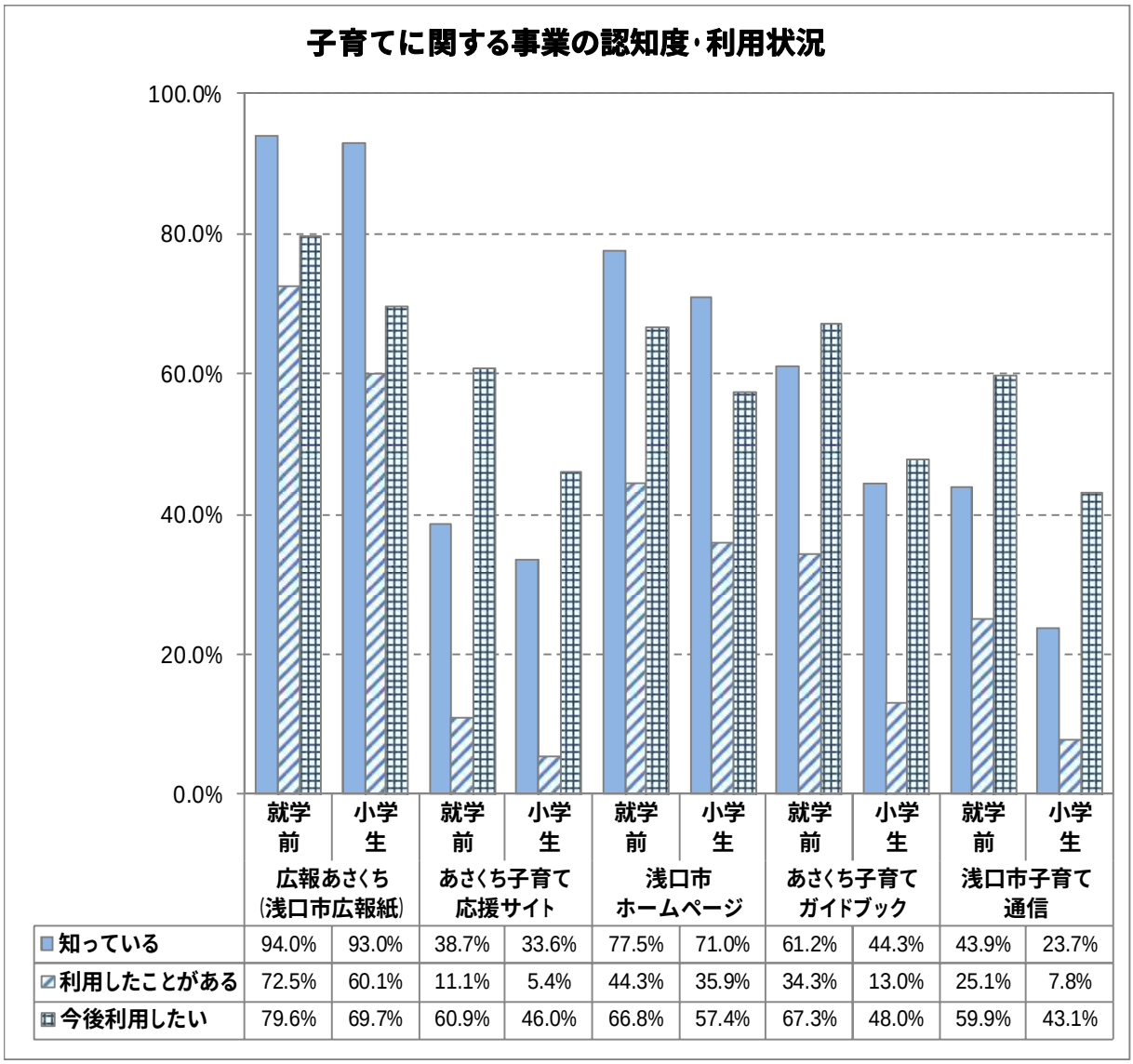

	広報あさくち(浅口市広報紙)		あさくち子育て応援サイト		浅口市ホームページ		あさくち子育てガイドブック		浅口市子育て通信	
	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生
知っている	94.0%	93.0%	38.7%	33.6%	77.5%	71.0%	61.2%	44.3%	43.9%	23.7%
利用したことがある	72.5%	60.1%	11.1%	5.4%	44.3%	35.9%	34.3%	13.0%	25.1%	7.8%
今後利用したい	79.6%	69.7%	60.9%	46.0%	66.8%	57.4%	67.3%	48.0%	59.9%	43.1%

◆子育て（教育）に関する相談先

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先をたずねると、就学前・小学生ともに「配偶者」、「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」、「隣近所の人、地域の知人、友人」の順で多くなっています。

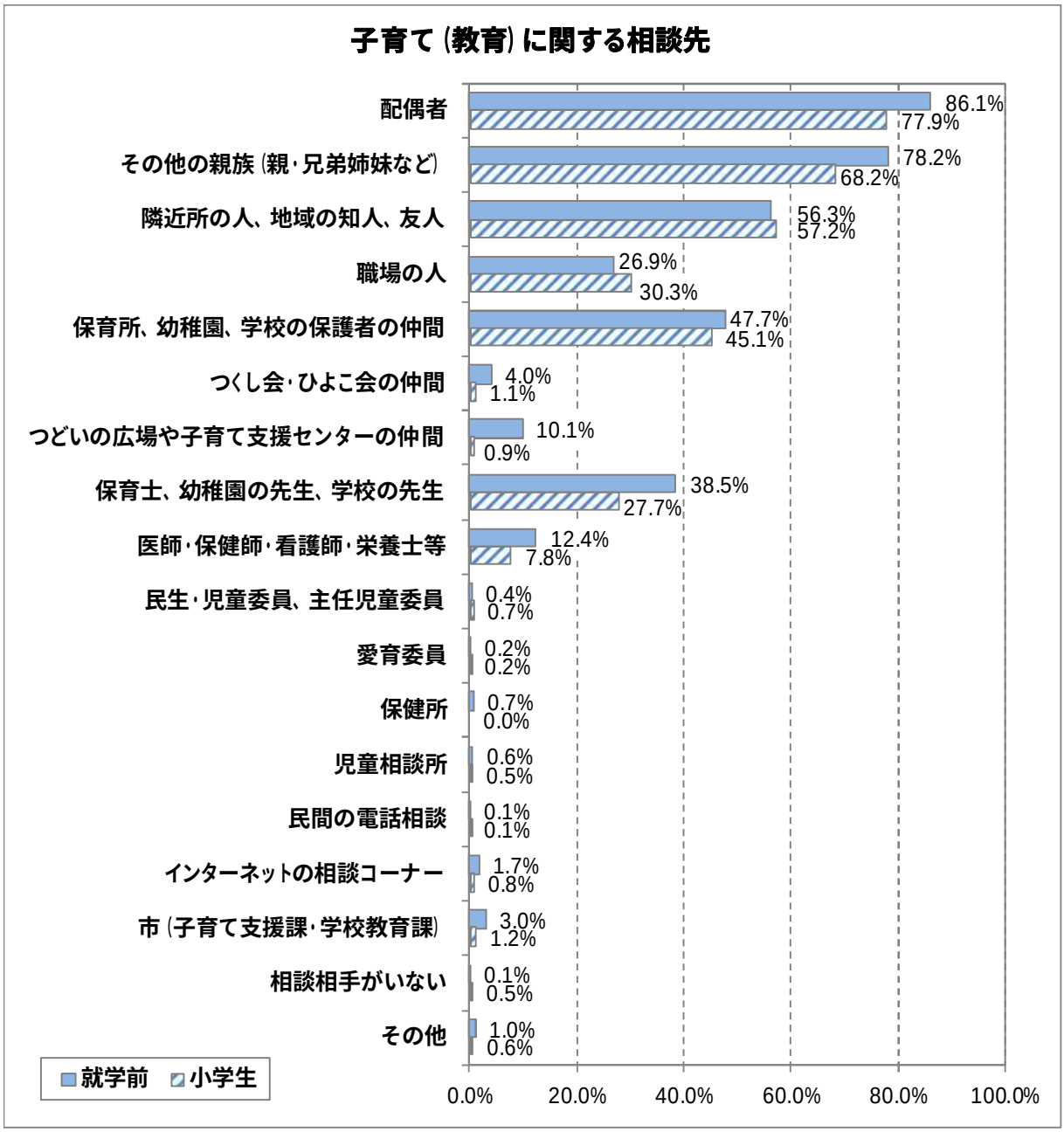

◆子どもに関する相談先の認知度・利用状況

岡山県内及び浅口市内の子どもに関する相談先の認知度・利用状況をみると、「家庭児童相談室（市・子育て支援課）」、「市・健康推進課」は就学前・小学生ともに認知度は50%以上を占めていますが、利用率は20%未満となっています。

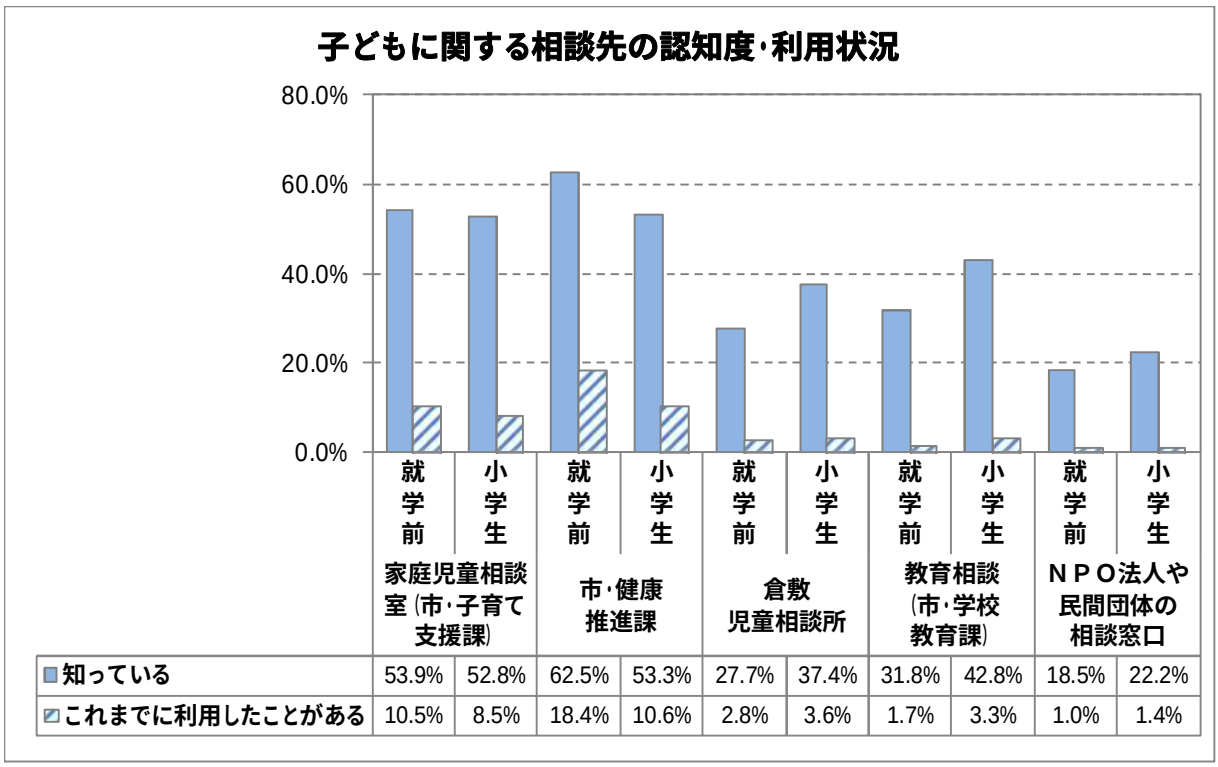

	家庭児童相談室（市･子育て支援課）		市･健康推進課		倉敷児童相談所		教育相談（市･学校教育課）		ＮＰＯ法人や民間団体の相談窓口	
	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生
知っている	53.9%	52.8%	62.5%	53.3%	27.7%	37.4%	31.8%	42.8%	18.5%	22.2%
これまでに利用したことがある	10.5%	8.5%	18.4%	10.6%	2.8%	3.6%	1.7%	3.3%	1.0%	1.4%

◆子育てに関する情報源

子育てに関する情報源は、就学前・小学生ともに「友人・知人」、「保育所（園）・幼稚園・小学校・地域子育て支援センター」が多くなっています。

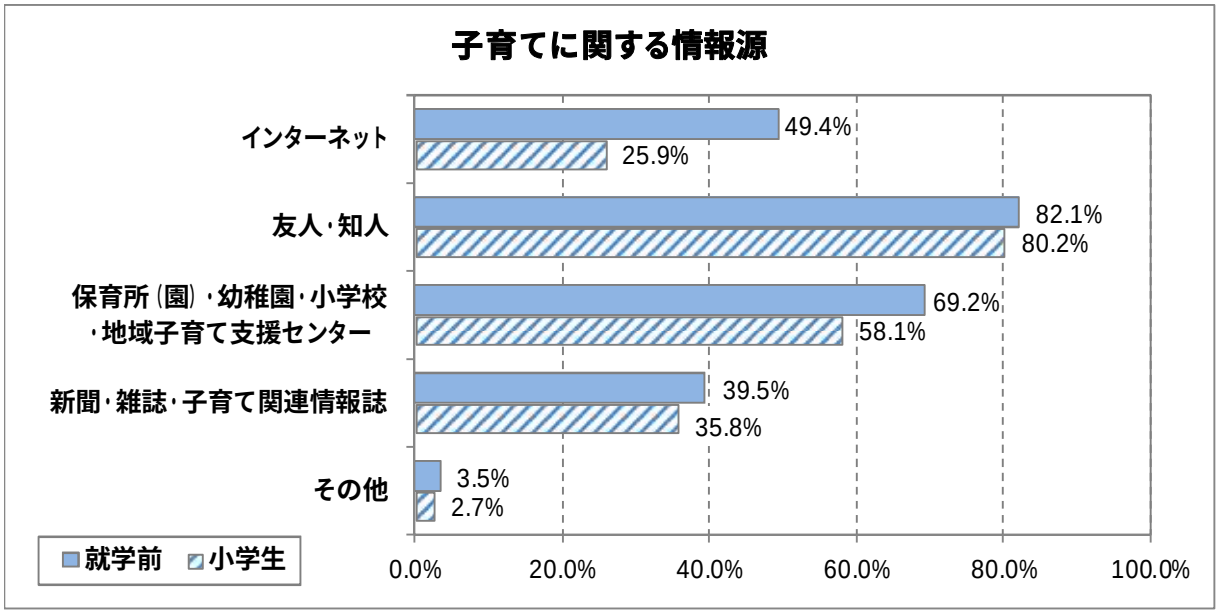

◆子育てしやすいまちについて

浅口市は「子育てしやすいまちだと思う」と答えた方は、就学前 36.9%、小学生 45.3%、「子育てしやすいまちだと思わない」と答えた方は、就学前 17.3%、小学生 10.7%となっており、子育てしやすいまちだと思っていない方は小学生より就学前に多くなっています。

また、「子育てしやすいまちだと思わない」と答えた方にその理由をたずねると、上位 5 位は以下のようになっており、就学前・小学生ともに 1 位は「公園が少ない」となっています。

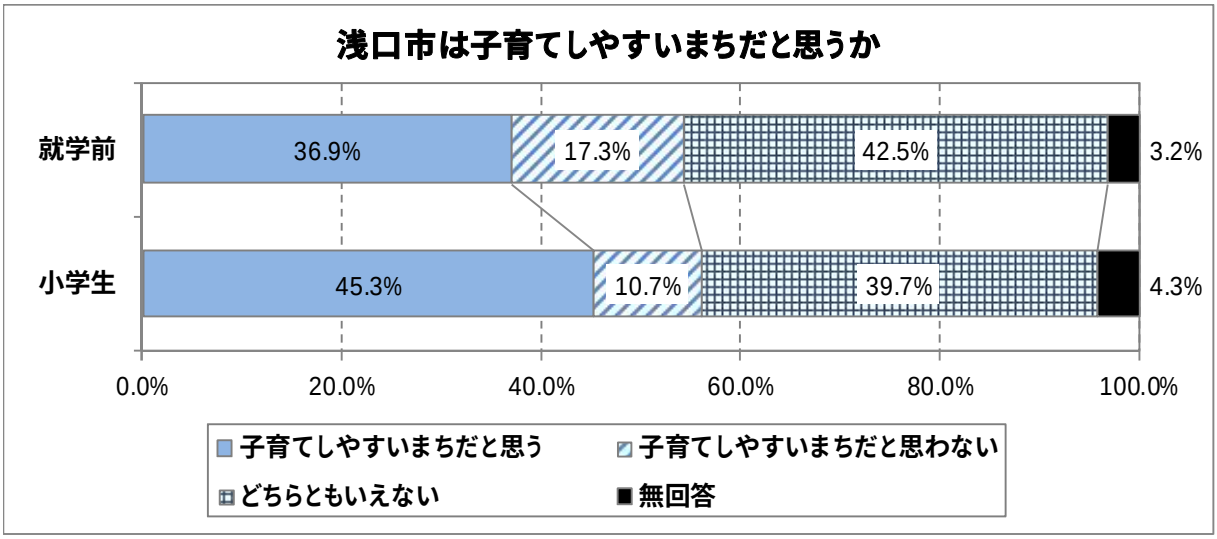

	子育てしやすいまちだと思わない理由	
	就学前	小学生
1	公園が少ない	公園が少ない
2	保育園を除く保育サービスが充実していない	児童館がない
3	児童館がない	保育園を除く保育サービスが充実していない
4	保育所が利用しづらい	交通機関が不便
5	幼稚園が利用しづらい	地域の子育てネットワークができていない

第３章　計画の基本構想

第１節　幼児期の教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

これまで、次世代育成支援行動計画などにおいては、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきました。また、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、教育・保育提供区域を１区域（全市）とします。

【教育・保育提供区域図】

第２節　基本理念

子どもたちの誕生や成長が社会全体から祝福され、すべての子どもが生まれてきたことへの喜びを全身で感じるとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心を持ち、親たちが地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「希望ある未来へ　子どもとともに育つまち」を基本理念とし、その実現に向け計画を推進していきます。

基本理念

希望ある未来へ　子どもとともに育つまち

第３節　基本目標

基本理念を実現するために、以下の７項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標①

幼児期の学校教育・保育の充実

基本目標②

地域における子育ての支援

基本目標③

妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

基本目標④

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標⑤

子育てを支援する生活環境の整備

基本目標⑥

職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本目標⑦

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第４節　施策体系図

基本目標	施策の推進内容
①幼児期の学校教育・保育の充実	(1)幼児期の学校教育・保育の充実
②地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実
	(2)保育サービスの充実
	(3)子育て支援のネットワークづくり
	(4)子どもの健全育成
	(5)地域における人材養成
	(6)公共施設等の活用や世代間交流の促進
	(7)経済的負担の軽減
③妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実	(1)子どもや保護者の健康の確保
	(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	(3)食育の推進
	(4)小児医療の充実
④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1)次代の親の育成
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	(3)家庭や地域の教育力の向上
	(4)フリーター等に対する意識啓発や職業訓練等の実施
	(5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
⑤子育てを支援する生活環境の整備	(1)良質な住宅の確保
	(2)良好な居住環境の確保
	(3)安心して外出できる環境の整備
	(4)安全な道路交通環境の整備
	(5)子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	(6)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	(7)配慮を必要とする子どもと家庭への支援
⑥職業生活と家庭生活との両立の推進等	(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備
	(3)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	(1)児童虐待防止対策の充実
	(2)母子家庭等の自立支援の推進
	(3)障がい児施策の充実等

第４章　子ども・子育ての施策

第１節　幼児期の学校教育・保育の充実

（１）幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。

① 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況に関わりなく、子どもは教育・保育を一緒に受けます。また子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

【今後の方向性】

市民ニーズや子どもを取り巻く状況に応じて公立幼稚園や保育所を「認定こども園」として整備を進めていきます。

担当課：こども未来課

② 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校施設です。市内には公立幼稚園 5 園と私立幼稚園 1 園があります。

【今後の方向性】

対象年齢の拡大と幼児期の教育・保育及び子育て支援を一体的に実施することが可能な認定こども園への移行を検討します。

担当課：こども未来課

③ 保育所

就労などのため保育を必要とする子どもの保育を行う児童福祉施設です。市内には公立保育所 2 園と私立保育所４園があります。

【今後の方向性】

公立保育所については、幼児期の教育・保育や子育て支援を一体的に実施することが可能な認定こども園への移行を検討します。また、保育士の人材確保事業に取り組みます。

担当課：こども未来課

④ 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業です。市内での実施はありません。

【今後の方向性】

民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。

担当課：こども未来課

⑤ 小規模保育事業

少人数（定員 6 人から 19 人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。市内での実施はありません。

【今後の方向性】

民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。

担当課：こども未来課

⑥ 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。市内での実施はありません。

【今後の方向性】

民間事業者の参入を支援します。

担当課：こども未来課

第２節　地域における子育ての支援

（１）地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

①　家庭児童相談

家庭児童相談員が、しつけ、不登校、発達の遅れ、障害、虐待など、家庭での子育ての悩みについての相談に応じ、専門の立場から助言や指導を行っています。

【今後の方向性】

家庭児童相談員が、しつけ、不登校、発達の遅れ、障害、虐待など、家庭での子育ての悩みについての相談に応じ、問題解決に向けて関係機関と連携します。

担当課：社会福祉課

②　子育て支援情報の周知

子育て支援サービスに関する周知や情報提供を、広報「あさくち」やチラシの配布だけでなく、市のホームページやメール配信サービスなども活用して行っています。

【今後の方向性】

メール配信サービス・あさくち子育て支援情報コーナー・市ホームページなどを活用し、より多くの方への子育て支援情報の発信に取り組みます。

担当課：こども未来課

③　教育相談

臨床心理士が相談に応じる教育相談（無料）を実施しています。

健康福祉センター・金光公民館・サンパレアの３カ所で、毎月延べ４回実施しています。

【今後の方向性】

相談件数の増加に対応するため、相談日の回数を検討します。

担当課：学校教育課

④ 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行う新規事業です。

【今後の方向性】

実施場所の整備及び従事者の育成を含め事業実施に努めます。

担当課：こども未来課

⑤ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、市内では公民館１か所、保育所２か所で実施しています。

【今後の方向性】

従事者の資質の向上を図ります。また、利用者ニーズにあった運営を行っていくため、事業内容の充実を図ります。

担当課：こども未来課

⑥ 妊婦健康診査

妊娠中の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促すため、妊娠中に妊婦一般健康診査１４回、超音波４回、血液２回、クラミジア１回を公費助成しています。

助産院や契約をしていない県外の医療機関を受診する場合は、後日償還払いをしています。妊娠届の時に制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図っています。

【今後の方向性】

妊婦健康診査は経済的負担の軽減になり、安心して出産を迎えるための支援であるため継続実施していきます。

担当課：健康推進課

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

生後３～４ヶ月頃に同意があった方に対し、愛育委員が「赤ちゃん訪問」を実施しています。

【今後の方向性】

愛育委員による「赤ちゃん訪問」を継続実施していきます。

担当課：健康推進課

⑧ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援として、保健師が家庭訪問を行っています。第１子出生家庭へは全員を対象として訪問しています。第 2 子以降で養育支援が特に必要とならない場合は希望者への訪問としていますが、乳児家庭全戸訪問事業の実施等で支援が必要と認められた場合は訪問や指導を行っています。

妊婦に対しては、妊娠の届出時に妊婦面接を実施しており、全員にアンケートを記入してもらい、状況の把握を行っています。指導の必要のある方に対しては、妊娠中からの訪問指導を行っています。

【今後の方向性】

引き続き事業を継続していきます。

担当課：健康推進課

⑨ 子育て短期支援事業

保護者の病気、就労等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について必要な保護を行う事業です。

【今後の方向性】

児童養護施設等との連携が必要な事業であることから、連携施設について検討を行います。

担当課：こども未来課

⑩ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】
委託での事業実施も含め検討します。

担当課：こども未来課

⑪ 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが困難となった乳幼児に、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に必要な保護を行う事業です。市内では公立保育所１か所、私立保育所３か所で実施しています。また、幼稚園では、公立すべての園で預かり保育幼児クラブが自主運営方式で実施しています。私立幼稚園においても預かり保育を実施しています。

【今後の方向性】
利用者数の増加につなげるため、実施個所数の増加、事業内容の充実を図ります。

担当課：こども未来課

⑫ 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内全保育所で実施しています。

【今後の方向性】
引き続き事業の適正な実施に努めます。

担当課：こども未来課

⑬ 病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。市内では実施していません。

【今後の方向性】

保護者のニーズに対応すべく、事業実施に向けて引き続き研究していきます。

担当課：こども未来課

⑭ 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブについては、小学校区ごとに７か所で自主運営委員会方式で実施しています。開設時間や保育料については、市内一律の設定であり地域間の相違はありませんが、受入対象学年については、施設の状況から違いがみられます。

【今後の方向性】

量の見込みや確保方策に基づき、小学校の余裕教室や既存施設の改修等、地域の実情に応じた施設整備を行います。また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室との一体的又は連携による事業実施を検討していきます。引き続き、地域の実情に応じた運営に対する支援を行い、放課後児童クラブの充実を図ります。

担当課：こども未来課

⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する新規事業です。

【今後の方向性】

特定教育・保育施設が行う保護者の実費負担について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助の導入を検討します。

担当課：こども未来課

⑯ 多様な主体が本制度に参入するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が特定教育・保育施設等の設置運営や地域型保育事業の実施が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

担当課：こども未来課

（2）保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

①休日保育

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等においても、保育を必要とする児童に対する保育の実施を行うもので、市内私立保育所１か所で実施しています。

【今後の方向性】

利用者の増加につなげるため、引き続き広報を行うとともに事業の推進を図ります。

担当課：こども未来課

②夜間保育事業

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育を必要とする児童に対する保育を実施する事業です。市内では実施していません。

【今後の方向性】

子育て家庭の保育ニーズや子どもを取り巻く状況に応じて、必要があれば検討します。

担当課：こども未来課

③病後児保育事業

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業で、市内私立保育所 1 か所で実施しています。対象者は市内幼稚園・保育所に通園・通所している児童です。

【今後の方向性】

引き続き広報を行うとともに、安定的な運営を確保するために利用者要件の拡大等を検討します。

担当課：こども未来課

④保育所職員の資質、指導力等の向上

保育所職員の資質、指導力等の向上のため、県等が行う研修会の機会を捉えて参加しています。

【今後の方向性】

保育所から認定こども園への移行も視野に入れ、幼児教育・保育の質の向上に努めるため、研修会への参加を増やす等保育所職員の資質、指導力等の向上を図ります。

担当課：こども未来課

（3）子育て支援のネットワークづくり

きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

① 親子クラブの育成・支援

就園前の乳幼児とその保護者による会で、乳幼児の健全な育成を図るとともに、保護者同士の親睦を深めることを目的として活動しています。現在、親子クラブは 2 つあり、つくし会は鴨方町・寄島町在住者、ひよこ会は金光町在住者で組織しています。

【今後の方向性】

円滑な運営と活動ができるよう支援をするとともに、親子クラブの周知に努め会員の拡充を図ります。

担当課：こども未来課

② 学校における地域交流活動

学校だよりの発行回数の増加や地域への回覧等の工夫を行うことで多くの参加者を募り、参観日やオープンスクールなどの機会を利用して、地域に開かれた学校づくりに努めています。

【今後の方向性】

各戸へのチラシ配布を行ったり、学校公開期間を延長したりすることなどで多くの参加者を募り、地域に開かれた学校づくりに努めます。

担当課：学校教育課

③ 地域における見守り活動などの充実

児童委員により、定例的に情報交換を実施し、地域全体で子ども・子育て家庭の見守りを図っています。

【今後の方向性】

児童委員による、定例的な情報交換等を行い、子どもと子育て家庭を地域全体で見守る体制の充実を図ります。

担当課：社会福祉課

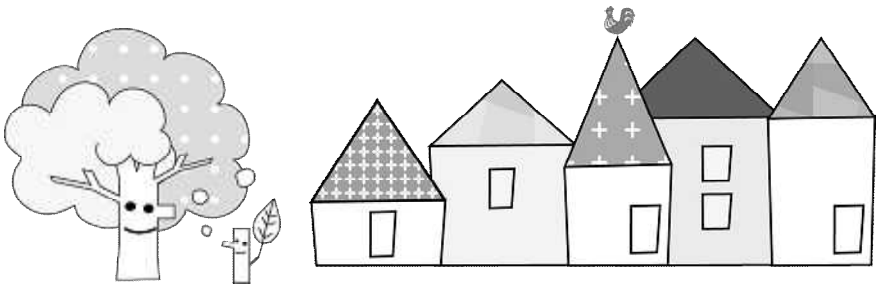

（4）子どもの健全育成

地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取り組みを図ります。

①地域子育て支援拠点施設等の整備

【今後の方向性】

親子が気軽に集える子育て支援拠点施設等の建設を推進します。

担当課：こども未来課

②公園などの子どもの遊び場の整備

【今後の方向性】

地域の安全な遊び場を確保するため、児童遊園及び公園を設置しています。定期的に遊具等の安全点検を実施します。

担当課：まちづくり課、地域創造課、建設業務課、各支所[市民生活課、産業建設課]、教育委員会事務局[生涯学習課、文化振興課、金光分室、寄島分室]

③子ども育成事務(子ども育成条例)

すべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とし、概ね 15 歳未満の者を対象とした「浅口市子ども育成条例」を平成 18 年 3 月 21 日に制定しています。

【今後の方向性】

すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るため、家庭、学校、地域、企業及び行政等のすべてが子どもの育成に責任を有することを認識し、相互に連携し、協力できる体制の構築に努めます。

担当課：生涯学習課

④青少年育成センター事業

平成 25 年 4 月 1 日に、笠岡青少年育成センターから分離独立し、浅口市青少年育成センターを開設しました。「補導」「相談」「環境浄化」「広報啓発」を活動の 4 本柱とし、青少年の非行の未然防止に取り組んでいます。

【今後の方向性】
「補導」「相談」「環境浄化」「広報啓発」を活動の４本柱とし、青少年の健全な育成と非行防止に努めます。

担当課：生涯学習課

⑤不登校対策事業

平成 23 年４月より、阿藤伯海公園内に「大簡塾（適応指導教室）」を設置し、学校に行きづらい児童・生徒の実態にあわせた学習支援を行い、学校復帰への道を見つけています。

【今後の方向性】
引き続き、「大簡塾（適応指導教室）」を活用し、学校に行きづらい児童・生徒の実態にあわせた学習支援を行い、学校復帰への道を見つけていきます。

担当課：学校教育課

⑥町家塾

主には地域の「節句・季節」「先人の知恵」「産業」等の伝統文化を次世代へ継承する事業を展開しています。

【今後の方向性】
若い指導者の育成等に努め、引き続き事業の活性化を図ります。

担当課：文化振興課

⑦放課後児童健全育成事業【再掲】

放課後児童クラブについては、小学校区ごとに７か所で自主運営委員会方式で実施しています。開設時間や保育料については、市内一律の設定であり地域間の相違はありませんが、受入対象学年については、施設の状況から違いがみられます。

【今後の方向性】

量の見込みや確保方策に基づき、小学校の余裕教室や既存施設の改修等、地域の実情に応じた施設整備を行います。また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室との一体的又は連携による事業実施を検討していきます。引き続き、地域の実情に応じた運営に対する支援を行い、放課後児童クラブの充実を図ります。

担当課：こども未来課

⑧放課後子供教室

公民館を中心に、週末等を利用してを使ってコーラスや陶芸などさまざまな体験教室を実施しています。また、平成 25 年度より夏休み期間中に、科学実験や英会話など普段の学校の授業では学べない教室を実施しています。

【今後の方向性】

市内３か所で実施している放課後子供教室の事業を引き続き実施し、週末に子どもが安心して楽しく過ごせる場所を確保します。また、平日の全小学校において、教室等を利用した取り組みを実施することを目指します。色々な特技や技能を持った地元ボランティアの指導により、さまざまな活動を体験する場と地域の大人とふれあう機会の提供に努めます。

担当課：生涯学習課

⑨放課後子ども総合プラン

国が策定する「放課後子ども総合プラン」に基づき、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるものです。

【今後の方向性】

教育委員会関係各課が連携・協力し、平日の各小学校において学校施設（一時的利用含む）を活用するなど放課後に子どもが安心して過ごせる場所を確保するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的または連携による活動プログラムの実施を目指します。

＜具体的方策等＞

（１）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成３１年度に達成されるべき目標事業量
平成３１年度までに市内全小学校区で整備することを目指します。

（２）放課後児童クラブの平成３１年度に達成されるべき目標事業量
市内すべての小学校区（７か所）で実施しており、今後も引き続き実施していきます。

（３）放課後子供教室の平成３１年度までの整備計画
市内３か所、公民館等で実施している放課後子供教室の事業については引き続き実施し、週末の子どもの居場所を確保するとともに、平成３１年度までに平日の市内全小学校区において教室等を利用した取組を実施することを目指します。

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
共通プログラムの企画段階から両者が連携してプログラムの内容、実施日等を検討できるよう、学校区毎の協議会等を設置します。

（５）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
事業の実施主体である教育委員会が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。

（６）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る具体的な連携に関する方策
放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。

（７）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
市内すべての小学校区の放課後児童クラブで開所時間の延長を行っており、今後も地域の実情に応じた開所時間での実施を推進します。

担当課：生涯学習課、こども未来課、教育総務課、学校教育課、文化振興課

（5）地域における人材養成

子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、育児経験豊かな人等を中心とした人材の養成など、地域人材の効果的な活用を推進します。

育児経験豊かな人等を中心とした人材の養成など

【今後の方向性】
人材の確保と養成に努めます。

担当課：こども未来課

（6）公共施設等の活用や世代間交流の促進

幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。各種の子育てサービスの場として学校の余裕教室等公共施設の余裕空間などの活用を推進します。また、地域の高齢者等の参画による世代間交流の促進等を推進します。

①地域の高齢者の参画

各老人クラブが、自主的に登下校時の見守り活動を行っています。

【今後の方向性】
老人クラブ、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携し、体系的、組織的に高齢者が子育てに積極的に参加できる体制を整備します。

担当課：高齢者支援課

②幼稚園の園庭・園舎の開放

未就園児招待日（交流日）として次年度に園児になる対象児への交流は各園にて年に 4 回から 7 回程度実施をしています。0 歳から 3 歳児に対して園庭を開放しているのは 1 園のみで、オープンデ― として年に 10 回実施をしています。

【今後の方向性】
各園による、それぞれの取り組みが円滑に行えるように支援していきます。

担当課：こども未来課

③学校の余裕教室の活用

市内７小学校のうち、４小学校において、放課後児童クラブが余裕教室を活用しています。世代間、地域交流の場としての余裕教室の利用はありません。

【今後の方向性】

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施に向けて検討を進めるなかで、余裕教室の効果的、効率的な活用を推進します。

担当課：教育総務課

（７）経済的負担の軽減

各種経済支援を行います。

①保育料の軽減

子どもを産み育てやすい環境づくりを一層進めるため、平成 22 年 10 月から、保育料を一律 1 割引き下げています。また、2 人以上の子どもを養育する家庭については、第 2 子目以降の入所児童の保育料をさらに 1 割軽減しています。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、国の動向や市の財政状況を踏まえ、保育料負担の適正化を図ります。

担当課：こども未来課

②各種手当・制度の周知

【児童手当】【子ども医療費助成】【児童扶養手当】【ひとり親家庭等医療費助成】【特定者資格証明書等の交付】【特別児童扶養手当】【児童福祉年金】【障害児福祉手当】【遺児激励金】【助産の助成】 などの手当・制度があります。

【今後の方向性】

引き続き、各種手当や制度について、適切に利用されるよう周知に努めます。

担当課：社会福祉課

第３節　妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

（１）子どもや保護者の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

①早期妊娠届出の推進

市のホームページや毎年４月に各戸に配布される「浅口市健康づくり事業年間予定表」で妊娠が分かったら早めに妊娠届を提出されるよう啓発しています。妊娠届時に「母子健康手帳と母子保健ガイド」を配布し、妊娠・出産・育児の情報提供を行い、安心して子どもを生むことができる環境を作っています。

【今後の方向性】

引き続き、市のホームページ等を通じ啓発に努めます。

担当課：健康推進課

②妊婦健診の受診勧奨

妊娠届提出時に、妊婦健診の助成制度について説明し、定期的な受診勧奨を行っています。また、マタニティクラスでも妊婦健診の受診勧奨を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、妊娠届時やマタニティクラス等の機会を捉え、妊婦健診の受診勧奨に努めます。

担当課：健康推進課

③ハイリスク妊婦等への相談の充実

妊娠届提出時に、「妊婦の健康状態、妊娠して今の気持ち、こころの問題、経済的な不安など」を聞き、保健師が相談に応じています。また、妊娠届以降も電話や訪問により相談に応じています。産婦人科と連携を取り、育児支援を行います。マタニティクラスへの参加勧奨を行っています。こんにちは赤ちゃん訪問事業では、生後３～４か月頃に、同意があった方に対し、愛育委員が全戸訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。支援の必要な家庭については、保健師等が電話や訪問で指導助言を行い、問題の解決、軽減を図っています。

【今後の方向性】

引き続き、保健師による相談、愛育委員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業等を実施し問題の解決、軽減に努めながら産婦人科の医師と連携を取り、育児支援を行うための事業の充実を図っていきます。

担当課：健康推進課

④不妊に悩む方への特定治療支援体制

不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要した費用について、県の助成に加え、一部助成を実施しています。

【今後の方向性】

今後も制度の周知に努め、安心して妊娠できる体制整備作りを継続していきます。

担当課：健康推進課

⑤産後ケア事業

産後ケア事業としては実施していません。産後の支援としては、助産院と契約し母乳育児支援として出産直後から６か月未満の母と子を対象に母乳相談を行っています。

【今後の方向性】

産後ケア事業については、利用者が限られる場合が想定されますが、今後も安心して妊娠出産できる体制整備作りを継続していきます。

担当課：健康推進課

（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物等に関する教育、思春期における心の問題に係る専門家の養成や相談事業の充実等を図ります。

①思春期の健康づくり教室の充実

市内中学校（１校）で、健康づくり教室を実施しています。

市内の中学校において、愛育委員会から補助金を拠出し、思春期講演会を開催しています。

【今後の方向性】

今後も、思春期講演会開催の補助、健康づくり教室の実施を継続します。

担当課：健康推進課

②妊婦体験の充実

年に一度鴨方地区で文化祭と同時実施している「健康コーナー」で愛育委員会が担当し「妊婦体験コーナー」を開催しています。

【今後の方向性】

今後も鴨方地区で文化祭と同時に実施している「健康コーナー」で愛育委員が担当する「妊婦体験コーナー」を開催していきます。

担当課：健康推進課

③保健教育の充実

玉島警察署生活安全課とも連携し、小学生の段階から、飲酒・喫煙などの指導を行っている学校もあります。

性の学習については、学校ごとに年間指導計画を作成し、計画にそって実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、小・中学校の発達段階に応じて、薬物・飲酒・喫煙や、性の学習などについての保健教育を実施し、内容の充実を図ります。

担当課：学校教育課

（３）食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

①乳幼児期における食育の推進

離乳食教室を開催して離乳食指導を行っているほか、１歳児すくすく教室、１歳６か月児健診、２歳６か月児歯科健診、３歳児健診において食育指導を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、各種教室・健診において市の管理栄養士が食の指導を行います。また、必要に応じて育児相談の機会において継続指導を行います。

担当課：健康推進課

②保育所における食育の推進

保育所における子どもへの食育のみならず、保護者への食育指導など、保育所に求められる役割は大きくなっています。

【今後の方向性】

各保育所における食育の取り組みについて、継続して実施していくとともに、給食便りや、参観日などで食に関する啓発を行い、保護者に向けた情報提供に努め、子育ての一環として家庭と保育所が連携して食育を推進していける体制づくりに努めます。

担当課：こども未来課

③小学生の料理教室の開催

放課後子供体験教室において、各公民館で料理教室を開催しています。

【今後の方向性】

栄養改善協議会委員が指導者となり、地域の特産品を含む食材を使用した小学生の料理教室を継続し、地域の食文化への興味喚起や栄養バランスのとれた食生活の習慣づけを目指します。

担当課：生涯学習課

④農業体験、森づくり体験の推進

あさくち未来デッサン事業において、農業体験イベントの開催等を含む耕作放棄地の利活用をテーマに募集を行いました。

【今後の方向性】

農業や食料、森林の多面的機能への理解を深めてもらうため、農業協同組合等の団体と協力し、体験の場の確保に努めます。

担当課：産業振興課

⑤漁業体験の推進

寄島町漁業協同組合が、地域の小学校 3 年生を対象にカキの種付け体験又は見学を実施しています。

【今後の方向性】

漁業協同組合等の団体と協力しながら、瀬戸内海と地域の漁業について学習する機会を設けます。

担当課：産業振興課

⑥学校給食の試食会の実施

多くの小学校で、新入生の保護者を対象に実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、各学校において給食の試食会を行い、栄養教諭が食育の指導を行います。

担当課：学校教育課

（4）小児医療の充実

乳幼児からの小児の急な発病に対応できるよう、小児救急医療について関係機関と連携を図り体制の維持に努めます。

①健康診査の充実

【今後の方向性】

今後も年間予定表、ホームページ、広報「あさくち」のみならず個別通知も行い、受診率の向上を図ります。また健診内容については定期的に振り返りを行い、保護者のニーズに応じた内容となるよう検討していきます。

担当課：健康推進課

②予防接種の実施

各種予防接種を実施し、子どもの感染症予防と感染症の流行防止に努めています。

【今後の方向性】

今後も国の動向等を注視しながら情報の収集に努め関係者に早期に広く周知することで、子どもの感染症予防と感染症の流行防止に努めます。

担当課：健康推進課

③小児医療体制の充実

【今後の方向性】

小児救急医療支援事業の継続など、緊急医療体制の確立に努めます。また、保護者に対して、病気に対する正しい知識や、適正な受診について啓発を行うとともに、小児救急医療電話相談など緊急時の対応について情報の提供に努めます。

担当課：健康推進課

第４節　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携を図ります。

①中学生の職場体験やボランティアの受け入れ

【今後の方向性】

職場体験、長期休暇中のボランティアを通して、子どもが豊かな体験ができるように保育所等との連携を進めていきます。

担当課：こども未来課

②小・中学校における保育教育の推進・充実

小学校生活科や小・中学校の総合的な学習の時間において、幼稚園や保育所等との交流を行い、幼児とふれあう機会をつくっています。

また、中学校家庭科において、幼児とふれあう活動を実施し、幼児期についての理解を深めています。

【今後の方向性】

小・中学生が乳幼児とふれあう機会をさぐり、子どもへの理解、子育ての大変さ、生命の尊さ、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義などを学び、母性や父性を育みます。

性に関すること等についての学習の機会を充実し、正しい知識の普及啓発を図ります。

担当課：学校教育課

（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

①子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実（少人数、習熟度別指導）

習熟度別少人数指導を中心にして、きめ細やかな指導の充実を図っています。

学力向上支援員や外部指導者などを活用し、学校全体においてきめ細かな学習支援や相談の充実を図り、子どもたちの学習意欲の向上を図っています。

【今後の方向性】

引き続き、習熟度別少人数指導を中心にして、きめ細やかな指導の充実を図っていきます。

学力向上支援員や外部指導者などを活用し、学校全体においてきめ細かな学習支援や相談の充実を図り、子ども達の学習意欲の向上を図っていきます。

担当課：学校教育課

②スクールサポーターの配置

中学校にスクールサポーターを配置し、生徒や保護者からの相談への対応や、不登校になっている生徒への支援などを行っています。

【今後の方向性】

引き続き、中学校にスクールサポーターを配置し、生徒や保護者からの相談への対応や、不登校になりかけている生徒への支援などを行います。

担当課：学校教育課

③学校支援地域本部事業

現在、金光小学校及び鴨方東小学校においては、地域コーディネーターと連携し、地域住民のマンパワーを学校支援として活用しています。

【今後の方向性】

学習支援や環境整備などについて学校の要請に応じた支援を行います。地域のボランティアに支援してもらうことにより、地域の活性化・教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制づくりに努めます。

担当課：生涯学習課

（3）家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域での教育力を総合的に高める事業を推進します。

①環境問題に対する意識の向上

出前講座や浅口市民カレッジにおいて、ごみに関連する講義を行っています。

【今後の方向性】

親子で環境関連施設を見学してもらう、こどもエコツアーを実施します。
出前講座や公民館事業と連携した研修会を継続して行い、ごみに関する知識を習得してもらうことで、分別意識の向上を図ります。

担当課：環境課

②産業団体等の活動支援

浅口市内企業等経営者交流会及び浅口商工会への、「赤ちゃんの駅」登録依頼や「ももっこカード」協賛店舗への登録募集告知を実施しています。

【今後の方向性】

産業団体等が、従業員の家庭や地域における子どもたちの育成を視野に入れた取り組みができるよう、啓発・指導に努めます。

担当課：産業振興課、こども未来課

③農林水産業に関連するイベントや行事の推進

金光地域の植木まつり、鴨方地域の手延べ麺まつり、寄島地域の海と魚の祭典の各イベント開催を支援しており、手延べ麺まつりでは、麺作り体験など子ども向けの体験型イベントも行われています。

【今後の方向性】

産業関係のイベント・行事の開催にあたっては、子どもたちの地場産業への理解を深める取り組みができるよう、指導・支援を図ります。

担当課：産業振興課

④家庭教育支援事業

各小・中学校において、就学時健康診断等の機会を活用した子育て講座や学童期子育て講座を企画開催しています。

【今後の方向性】

より多くの保護者に向けて学習機会を提供するために、保護者のニーズにあった講座実施の検討、また開催日や時間の調整を行います。

担当課：生涯学習課

⑤子どもの読書活動の推進

平成 25 年３月に策定した浅口市子ども読書活動推進計画の第６章に基づき、市内に存在する読み聞かせボランティア団体の合同研修会を実施しています。

【今後の方向性】

図書館職員等が幼稚園や小学校に出向いて行う読み聞かせ等の読書活動の充実を図ります。

市内の読み聞かせボランティア団体の技術向上と共通認識の確立に努めます。

担当課：生涯学習課

⑥スポーツ少年団の育成

剣道やバレーボールなど 27 のスポーツ少年団が活動しています。

【今後の方向性】

スポーツを通じて少年の心とからだの健全育成を行うための組織として、スポーツ少年団の育成を図ります。あわせて、身体的、精神的に未完成な団員に対して適切な指導・助言で能力を引き出し、集団生活における社会性を身につけるための指導者の養成に努めます。

スポーツや身体を動かすことを得意としない子どもにも関心を呼び起こすために情報の提供に努めます。

担当課：生涯学習課

（4）フリーター等に対する意識啓発や職業訓練等の実施

雇用対策及び職業訓練等の支援

職業安定所やおかやま若者就職支援センター・おかやま若者サポートステーション等の事業を広報紙やホームページで紹介しています。

また、大学等既卒３年までの者を対象とした就職面接会等を井笠地域の市町・職業安定所・商工会等で連携して実施しています。

【今後の方向性】

職業安定所や関係各機関等と連携し、フリーター等に対する雇用対策や職業訓練等の支援を行います。

担当課：市民課

（5）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌や DVD 等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民とも連携・協力し対策を図ります。

①環境浄化活動の推進

青少年育成センター、指導員連絡協議会を中心に行政・警察・学校・地域等が連携し補導活動を実施しています。また、市内に白ポストを設置して有害図書や DVD を回収しています。

【今後の方向性】

今後も関係団体と連携しながら、巡回補導や有害図書等の回収を実施して環境浄化活動の充実を図ります。

担当課：生涯学習課

②情報モラル教育の推進

情報モラル教育については、ネチケットなどを中心にして各校で推進しています。

【今後の方向性】

近年のスマートフォンやパソコン・ゲーム機等の普及に伴い、インターネット上の有害な情報に青少年が容易にアクセスできる状況にあることから、今後も小中学校において情報モラル教育を推進します。

担当課：学校教育課

第５節　子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な住宅の確保

良質な子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、市営団地の整備を行います。

①市営住宅の整備

一部の住宅では更新時期を迎えていることや、今後更新時期を迎える住宅が増加していくことから、修繕・改良等による長寿命化の促進が求められています。

【今後の方向性】

具体的な各住宅の老朽化調査及び整備項目の検証を行い、良好な生活環境を維持します。

担当課：建設業務課

②子育て世帯の居住の安定した確保

【今後の方向性】

子育て世帯をターゲットにした移住・定住の支援施策を検討し、子育て世帯の居住を促します。

担当課：まちづくり課

（２）良好な居住環境の整備

①市営住宅入居者選考における優遇措置

母子世帯のほかに老人世帯、心身障害者世帯、生活保護世帯等も優先抽選の対象です。

【今後の方向性】

優遇措置の有効性の検証と現行措置の維持により、子どもが育つ環境を整備します。

担当課：建設業務課

②住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援

【今後の方向性】

子育て家族のニーズや子どもを取り巻く状況に応じて今後事業の実施を検討していきます。

担当課：まちづくり課

（3）安心して外出できる環境の整備

①赤ちゃんの駅の設置

乳幼児を連れて外出した際、保護者がおむつ交換や授乳をする場所に困った時に気軽に利用できるよう、公共施設におむつ交換台や授乳室を設置しています。

また、おむつ交換などのできる施設（民間施設も含め）に、“赤ちゃんの駅”への登録を促し、広報することにより、安心して外出できる環境の整備に努めており、26カ所の赤ちゃんの駅登録施設があります。

【今後の方向性】

今後も、おむつ交換などのできる施設（民間施設も含め）に、”赤ちゃんの駅”への登録を促し、広報することにより、安心して外出できる環境の整備に努めます。

担当課：こども未来課

②庁内における連携強化

本庁、支所、健康福祉センター等にベビーベッド、授乳室を設置し、子育てバリアフリーを推進するとともに庁内において連携強化に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、市の施設を新設または改修する際に、子育てバリアフリーに配慮したつくりとなるよう、庁内において連携強化に努めます。

担当課：こども未来課

③イベントなどにおける託児の実施

講演会や講座、各種イベントにおいて、託児場所を設ける等、保護者が安心してイベントなどへの参加ができるようサポートしています。

【今後の方向性】

引き続き、講演会や講座、各種イベントにおいて、保護者が安心してイベントなどへの参加ができるよう、託児場所の設置を推進します。

担当課：こども未来課

④公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化の推進

鴨方駅周辺整備事業において駅の橋上化､駅前広場及び自由通路整備を行った際に、高齢者や車いすの方も利用しやすいようエレベーターを設置しバリアフリー化を行いました。また自由通路には点字誘導、手すりを設置し、トイレには、オストメイト対応設備やベビーシートを設置しました。

【今後の方向性】

今後、整備予定である金光駅周辺整備事業において、バリアフリー化の要素を考慮して計画していきます。

担当課：まちづくり課

（4）安全な道路交通環境の整備

①駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化の推進

土木委員や住民からの要望により、現況を確認し、早急に修繕を行っています。

【今後の方向性】

改良が必要なものなどそれぞれに応じて緊急性、効率性を考慮し対応します。

担当課：建設課、建設業務課

②事故の危険性の高い通学路の歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出の推進

教育委員会において、各学校、PTA から通学路における危険箇所の情報を受け、浅口市通学路安全対策会議を実施し、各担当部署において整備等を実施しています。

また、既存の交通安全施設については巡回点検を実施しています。

【今後の方向性】

各学校、PTA から通学路における危険箇所の情報を受け、浅口市通学路安全対策会議を実施し、整備等を進めていきます。

また、既存施設の巡回点検を引き続き実施していきます。

担当課：建設課、学校教育課、総務課

③生活道路等における歩道等の整備や、車両速度抑制の物理的デバイス等の設置の推進

土木委員や住民からの要望により、現況を確認し対応しています。

カーブミラー、視線誘導標、交通看板など、必要な箇所への新設をするとともに、既存の交通安全施設の巡回点検を実施しています。

【今後の方向性】

土木委員及び住民からの要望により、現況を確認し早急に修繕を行なうもの、改良が必要なものなどそれぞれに応じて緊急性、効率性を考慮し対応します。

カーブミラー、視線誘導標、交通看板など、必要な箇所への新設を進めていきます。

担当課：建設課、総務課

（5）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全施設の整備

教育委員会において、各学校、PTA から通学路における危険個所の情報を受け、浅口市通学路安全対策会議を実施し、各担当部署において整備等を実施しています。

また、既存の交通安全施設については巡回点検を実施しています。

【今後の方向性】

カーブミラー、視線誘導標、交通看板など、必要な箇所への新設を進めていきます。

担当課：総務課

②チャイルドシートの普及・貸出

春・秋の交通安全運動期間において、チャイルドシート着用促進を啓発し、意識の高揚を図っています。

また、チャイルドシートの貸出についても、社会福祉協議会にて貸出していることを周知しています。

【今後の方向性】

交通安全の広報や春・秋の交通安全運動期間において、チャイルドシート着用促進の啓発を、警察等と連携をし進めていきます。

担当課：総務課

③交通安全教室の充実

幼稚園や学校が実施している交通安全教室へ交通指導員を派遣し、警察の協力を得ながら交通安全についての指導を実施しています。

【今後の方向性】

幼稚園や学校が実施している交通安全教室では、警察や交通指導員などの協力を得ながら実施します。子どもが楽しく交通ルールやマナーを身につけることができるよう内容を工夫し、事業の充実を図ります。

担当課：総務課、こども未来課、学校教育課

（6）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①防犯パトロール等の実施

青色防犯パトロールを週１～２回､児童の下校時間等を考慮し 14 時～17 時の間で実施しています。

【今後の方向性】

PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロールの活動等の強化、推進に取り組みます。
防犯上必要な箇所への防犯カメラの設置に努めます。

担当課：総務課

②防犯教室の充実

玉島警察署生活安全課や、少年補導員・少年警察協助員などと連携した防犯教室をほとんどの小中学校において実施しています。

【今後の方向性】

警察や地域ボランティアとの連携・協力体制のもと、定期的に防犯教室を行い、その充実に努めます。

担当課：学校教育課

③防犯灯の設置について

市民が利用する市内の市道等の生活道路について､防犯上必要と思われる箇所へ防犯灯を設置するとともに、既設の防犯灯においては、玉替え、灯具交換等の維持管理を行っています。

【今後の方向性】

関係機関と連携しながら、必要箇所への新設を推進するとともに、灯具交換が必要な場合には、随時 LED への切り替えにも取り組みます。

担当課：総務課

（7）配慮を必要とする子どもと家庭への支援

被害に遭った子どもへのケア

いじめ、児童虐待、犯罪等により、支援を必要する子どもや保護者に対して、学校(園)や、児童相談所などと連携し、必要な対応を行っています。

【今後の方向性】

様々な事情で、支援の必要な子どもや保護者に対して、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな支援をしていきます。

担当課：社会福祉課、こども未来課、学校教育課、健康推進課

第６節　職業生活と家庭生活との両立の推進等

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

短時間勤務等多様な働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

①普及啓発活動の実施

仕事と家庭の両立支援対策として、育児休業等法律に基づく両立支援制度の整備が行われています。

【今後の方向性】

育児休業の取得など男女ともに仕事と家庭の両立支援をより一層進めるため、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。

担当課：こども未来課

②関係法制度及び一般事業主行動計画に関する広報・啓発

法律に基づく仕事と家庭の両立支援制度の整備や事業主の取り組みとして、次世代育成支援対策推進法に基づく従業員の仕事と家庭を両立しやすい環境整備等に関する行動計画の策定等が行われています。

【今後の方向性】

企業が取り組む従業員の仕事と子育ての両立しやすい環境の整備等に関する一般事業主行動計画の広報や関係法制度の周知に努め、仕事と家庭の両立支援を推進します。

担当課：こども未来課

③職場への働きかけ

国や県のパンフレット等の窓口への設置により、随時情報提供を行っています。

【今後の方向性】

商工会等を通じ、事業者や関係機関等へ休業制度及び育児や介護等に関する支援制度の情報提供を行うよう努めます。

担当課：地域創造課

④企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等

国や県のパンフレット等の窓口への設置により、随時情報提供を行っています。

【今後の方向性】

企業や民間団体の好事例の情報や資料等の収集に努め、情報提供を行います。

担当課：地域創造課

⑤研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣

男女ともに仕事と生活の調和のとれた働き方、暮らし方の見直しに関し、研修会の実施や企業における両立支援のアドバイザーの派遣により、両立支援事業を推進していきます。

【今後の方向性】

仕事と生活の調和の考え方、働き方、暮らし方の見直しに関する啓発のための研修会、アドバイザーの派遣等企業の両立支援の把握に努め、必要な情報提供を行います。

担当課：こども未来課

⑥次世代認定マーク(くるみん）の周知、生活の調和を実現している企業の社会的評価

常時雇用する労働者が 101 人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画の策定、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を商品などに使用でき、人材の確保などや企業のイメージアップなどを図ることができます。

【今後の方向性】

次世代認定マーク（くるみん）の周知・取り組みの促進を図り、両立支援総合サイト「両立支援のひろば」を活用し、仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる企業の情報提供や推進を図ります。

担当課：こども未来課

（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な働き方に対応した子育て支援

共働き家庭の増加に伴い、働きやすい環境の整備や各種の休業制度などの仕組みが整い、男女ともに多様な働き方の選択ができるようになってきています。

【今後の方向性】

男女ともに仕事と子育ての両立の推進のために働きやすい環境整備や、多様な働き方に対応した保育サービスの充実、放課後児童健全育成事業、預かり保育事業の充実などの促進に努めます。

担当課：こども未来課

（3）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚や育児に関する支援を効果的に推進するため、市在住の若者の現状やニーズの把握を行っています。今後は若者の声を十分に踏まえ、必要な支援を優先的・重点的に行っていく必要があります。

【今後の方向性】

結婚・子育て等の各ステージにおいて若者が求める支援を実施し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進します。
また、若者が参加し、市の将来を話し合う場を今後も継続して設け、若者の声を市政に反映させる体制づくりに努めます。

担当課：政策課

第７節　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

（１）児童虐待防止対策の充実

①要保護児童対策地域協議会の充実

健診や面接等で要保護児童を早期発見し、適切な保護を行うため、ケース検討会議や実務者会議等の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にしています。

また、適宜開催するケース検討会議や定期的に開催する実務者会議において、進行管理する全てのケースについて情報交換し、援助方針を協議しています。代表者会議においては、状況報告とあわせて、関係機関の連携強化に向けた情報交換等を行っています。

【今後の方向性】
今後も継続して対応していきます。

担当課：社会福祉課、こども未来課、学校教育課、健康推進課

②見守り事業の実施

保育所や幼稚園、小・中学校において、子どもの状況を把握することで、要保護児童の情報収集を行っています。

見守り依頼をしている児童については、毎月、保育所、幼稚園、小・中学校より「家庭児童近況連絡票」を届けてもらっています。

また、見守り依頼をしている児童に関わらず、進行管理している全員の要保護児童についても、必要に応じ現場に出向いて、児童の様子を確認したり、担任の先生、保健師、民生委員等より詳しい状況を確認しながら情報収集を行っています。

【今後の方向性】
児童所属機関(保育所、幼稚園、学校等)や関係機関より、要保護児童の情報収集を行い、子どもの状況を把握することで、関係機関との連携を密にします。

担当課：社会福祉課、こども未来課、健康推進課、学校教育課

③虐待予防のための意識啓発の推進

市広報やパンフレット等で、虐待の定義や通報などに関して周知・啓発を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、周知・啓発を行います。

担当課：社会福祉課

④乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業【再掲】

生後３～４ヶ月頃に同意があった方に対し、愛育委員が「赤ちゃん訪問」を実施しています。養育支援が特に必要な家庭に対して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援として、保健師が家庭訪問を行っています。第１子出生家庭へは全員を対象として訪問しています。第 2 子以降で養育支援が特に必要とならない場合は希望者への訪問としていますが、乳児家庭全戸訪問事業の実施等で支援が必要と認められた場合は訪問や指導を行っています。

妊婦に対しては、妊娠の届出時に妊婦面接を実施しており、全員にアンケートを記入してもらい、状況の把握を行っています。指導の必要のある方に対しては、妊娠中からの訪問指導を行っています。

【今後の方向性】

今後も第１子出生家庭へは全員を対象として保健師が家庭訪問を行う等きめ細かな取り組みを推進していきます。

担当課：健康推進課

（2）母子家庭等の自立支援の推進

①母子家庭及び寡婦等自立促進計画

【今後の方向性】

市町村に策定義務は無いため、当面、策定は見送ります。

担当課：社会福祉課

②母子家庭等に対する支援

平成 26 年 10 月より母子寡婦福祉資金貸付金の対象が父子家庭にも拡大されました。

【今後の方向性】

今後もひとり親家庭への総合的な支援の推進をしていきます。

担当課：社会福祉課

（3）障がい児施策の充実等

①障がい児サービスの充実

発達が心配される児童一人ひとりに、障がい児通所支援サービスを通して発達を支援します。また児童福祉法に基づき、障がい児が地域社会の中でいきいきと暮らせ、一人ひとりの状況に応じた適切な療育が受けられるようサービスを提供します。

【今後の方向性】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援していきます。

担当課：社会福祉課

②指導者を対象とした研修会の実施

発達障がい児を預かる保育所や幼稚園、学校の指導者を対象に、発達障がい児の指導に関する研修会や発達障がい児支援職員研修委託事業を実施し指導者のスキルアップに努めています。

【今後の方向性】

発達障がい児を預かる保育所や幼稚園、学校の指導者を対象に、発達障がい児の指導に関する研修会を引き続き開催し、指導力の向上を図ります。

担当課：社会福祉課

③放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ促進

市内全放課後児童クラブにおいて障がい児の受入を行っています。

また、障がい児の受入がある放課後児童クラブに対し、障がい児対応の指導員配置加算や受入児童数による追加加算を行っています。

【今後の方向性】

放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れを促進するため、環境整備を行い支援に従事する職員の資質の向上を図ります。

担当課：こども未来課

④障がいのある子どもとその保護者への支援

障がいのある子どもが「ノーマライゼーション」の理念のもとに、たくましく成長し、社会で自立していくことを目標として、関係機関との連携を図りながら、早期発見・早期療育体制を整えるとともに、社会での自立を支援する体制を充実していく必要があります。

そのため市では、子どもたち一人ひとりに応じたサービスの紹介や早期発見に向けた取り組みなどを行っています。

【今後の方向性】

障がいの早期発見に努めるとともに、サービスの充実を図ります、また障がいのある子どもに対する教育の内容を充実するため、指導者の資質向上にも努めます。

担当課：社会福祉課、健康推進課

⑤要観察児教室の充実

健診等で継続支援が必要とされた子どもに対して要観察児教室を月１回行っています。毎回参加児の評価を行い、家庭環境を含めた状況の確認とより良い支援方法を検討しています。

【今後の方向性】

今後も発達支援コーディネーターの教室への参加を含め必要な児に対しては早期療育に向けて支援を行っていきます。

担当課：健康推進課

⑥特別支援教育支援委員会の充実

倉敷児童相談所、おかやま発達障害者支援センター、笠岡学園、西備特別支援学校等の支援を受けて、園児・児童・生徒のケース会議を開催し、協議しています。また、保幼小の連絡会議を早期に実施する等、情報を共有し連携しながら個別の指導・支援を充実させています。

【今後の方向性】

就学前などの早期から相談に応じる体制を整えることで、特別支援教育支援委員会の充実を図ります。

担当課：学校教育課

⑦特別支援学級の充実

特別支援学級での授業づくり、保護者と学校との連携など岡山県総合教育センターを中心にして、講師の先生を招き定期的に研修を行いました。

【今後の方向性】

特別支援学級担任のニーズに応えられるような教員研修を行い、特別支援学級が効果的に機能するよう充実を図ります。

担当課：学校教育課

⑧障がい児保育・教育の充実

発達に課題のある子どもの保育所への入所希望や学級においても支援を必要とする子どもが増加しています。一人ひとりに応じた適切な支援が必要であるため、保育士や教員、生活支援員等は専門的な知識や経験等を得るため、さまざまな研修会に出席しています。

公立の保育所、幼稚園、学校に生活支援員を配置し、教師とともに子どもの支援を行っています。

【今後の方向性】

公立の保育所、幼稚園、学校に、引き続き生活支援員を配置し、発達に課題のある子どもとその保護者への支援を行います。また、保育士や教員、生活支援員等の専門性の向上に努めます。

担当課：こども未来課、学校教育課

第５章　主要事業における量の見込みと確保方策

平成 21 年～平成 25 年（各年４月１日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った年齢別子どもの人口結果は、以下のとおりとなっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
０歳	212 人	210 人	206 人	201 人	197 人
１歳	221 人	217 人	215 人	211 人	206 人
２歳	213 人	228 人	224 人	222 人	217 人
３歳	239 人	216 人	231 人	227 人	225 人
４歳	252 人	241 人	218 人	232 人	229 人
５歳	247 人	257 人	245 人	222 人	236 人
就学前児童計	1,384 人	1,369 人	1,339 人	1,315 人	1,310 人
６歳	279 人	251 人	261 人	248 人	225 人
７歳	286 人	281 人	253 人	263 人	250 人
８歳	252 人	288 人	283 人	255 人	265 人
９歳	306 人	254 人	289 人	284 人	257 人
10 歳	284 人	307 人	254 人	289 人	284 人
11 歳	330 人	285 人	308 人	255 人	290 人
小学生計	1,737 人	1,666 人	1,648 人	1,594 人	1,571 人
総計	3,121 人	3,035 人	2,987 人	2,909 人	2,881 人

※「量の見込み」について

以下に掲載している「量の見込み」は、国の手引きを参考に、アンケート調査結果を活用して推計した暫定値で、事業によっては、「量の見込み」が過大に出ていると考えられるものがあります。今後、各事業のこれまでの利用実績や、国から示される補正の考え方などを参考に「量の見込み」を決定していきます。

第１節　新制度における保育の必要性について

（1）認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の３つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分	区分内容	対象施設
１号認定	満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（2）認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、国が以下の３点について認定基準を作成し、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、市においては規則等により基準を定めます。

① 事　　由：保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由
② 区　　分：保育標準時間認定（「標準時間」）又は保育短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第２節　子ども・子育て支援給付

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう特定教育・保育施設等や特定地域型保育事業による確保の内容及び確保方策を設定しました。

（１）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

【量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期】

年度		平成27年度					平成28年度				
認定の区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園を利用	左記以外	0歳	1、2歳		幼稚園を利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み		221	76	274	54	153	214	74	265	54	157
②確保方策	特定教育・保育施設	639	76	274	59	167	626	74	313	74	205
	確認を受けない幼稚園	80	20				0	0			
	特定地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
②-①		498	20	0	5	14	412	0	48	20	48

年度		平成29年度					平成30年度				
認定の区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園を利用	左記以外	0歳	1、2歳		幼稚園を利用	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み		208	72	257	53	155	204	71	253	52	153
②確保方策	特定教育・保育施設	543	72	383	74	205	364	71	593	74	205
	確認を受けない幼稚園	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
②-①		335	0	126	21	50	160	0	340	22	52

年度		平成31年度				
認定の区分		1号	2号		3号	
			幼稚園を利用	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み		206	71	256	50	149
②確保方策	特定教育・保育施設	364	71	593	74	205
	確認を受けない幼稚園	0	0			
	特定地域型保育事業			0	0	0
②-①		158	0	337	24	56

（2）確保方策について

①幼児期の学校教育・保育の充実について

就学前の子どもに小学校教育への連続性を大切にした質の高い学校教育・保育を保障し、現在抱えている問題や課題等を解決しつつ、市民ニーズに最大限に応えるためには、幼稚園における 3 歳児クラスの設置や、幼稚園や保育所を幼保一体化施設として就学前のすべての子どもに等しく教育・保育を提供できる環境を構築することが望ましいと考えます。今後、市民ニーズや子どもを取り巻く状況に応じて、公立幼稚園や公立保育所を認定こども園として整備していきます。認定こども園は、施設の状況や環境等に応じて、幼稚園型、幼保連携型等適切な形態を検討します。また、民間事業者の認定こども園への参入についても支援していきます。

量の見込みに対して現在の提供体制の確保内容をみてみると、教育・保育の提供区域内では概ね満たされているものの、中学校区単位では 0 歳から 3 歳の利用ニーズに対する提供体制が十分には確保できていない状況です。このことから、中学校区単位での提供体制の確保の内容も充実させていきたいと考えています。

②特定教育・保育施設

園　　名	内　　容	時　　期
金光幼稚園	認定こども園(3 歳児～5 歳児)へ移行する	平成 30 年度から
鴨方東幼稚園	認定こども園(3 歳児～5 歳児)へ移行する	平成 30 年度から
鴨方西幼稚園	認定こども園(3 歳児～5 歳児)へ移行する	平成 30 年度から
六条院幼稚園	３歳児クラスを設置する	平成 28 年度から
	認定こども園(3 歳児～5 歳児)へ移行する	平成 29 年度から
寄島幼稚園	寄島西保育園と統合し、認定こども園(０歳児～５歳児)へ移行する	平成 28 年度から
寄島西保育園	寄島幼稚園の余裕教室を使用し保育を行う	平成 27 年度から
	寄島幼稚園と統合し、認定こども園(０歳児～５歳児)へ移行する	平成 28 年度から
竜南保育園	市民ニーズを見極めながら、継続して保育事業を行う	－

③特定地域型保育事業

特定教育・保育施設において概ね満たされているものの、0 歳～2 歳の保育の量をさらに充実させるため、民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。

第３節　地域子ども・子育て支援事業の充実

（１）提供区域の設定

教育・保育提供区域と同様に地域子ども・子育て支援事業の提供区域を１区域（全市）とします。

（２）量の見込みと確保方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。

提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう確保の内容及び確保方策を設定しました。

①利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所
②確保方策	０ヵ所	０ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所
②-①	▲１ヵ所	▲１ヵ所	０ヵ所	０ヵ所	０ヵ所

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,689 人回	1,712 人回	1,686 人回	1,657 人回	1,621 人回
確保方策	3 ヵ所	3 ヵ所	4 ヵ所	4 ヵ所	4 ヵ所

③妊婦健診

公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦の健康管理の向上を図っています。広報紙やホームページの掲載等で受診勧奨のための周知・啓発を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,000 人回	1,900 人回	1,900 人回	1,800 人回	1,800 人回
②確保方策	2,000 人回	1,900 人回	1,900 人回	1,800 人回	1,800 人回
②-①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

④乳児家庭全戸訪問事業

生後 3～4 か月頃に、同意があった方に対し、愛育委員が「こんにちは赤ちゃん訪問」をし、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行っています。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	180 人	175 人	175 人	170 人	170 人
②確保方策	180 人	175 人	175 人	170 人	170 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤養育支援訪問事業

養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
②確保方策	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、配偶者の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により保護が必要になった親子等の保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。委託での事業実施も含め検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	105 人日	102 人日	101 人日	97 人日	95 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	97 人日	95 人日
②-①	▲105 人日	▲102 人日	▲101 人日	0人日	0 人日

⑧一時預かり事業

保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育を行います。なお、幼稚園在園型について園区ごとの利用であるため、園区ごとに対応します。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	①幼稚園 在園児型		15,239 人日	14,743 人日	14,331 人日	14,062 人日	14,249 人日
	内訳	1 号	29 人日	28 人日	28 人日	27 人日	28 人日
		2 号	15,210 人日	14,715 人日	14,303 人日	14,035 人日	14,221 人日
	②一時預かり (上記対象を除く)		16,949 人日	16,801 人日	16,443 人日	16,149 人日	16,062 人日
確保方策	③幼稚園 在園児型		36,000 人日	36,000 人日	36,000 人日	36,000 人日	36,000 人日
	④一時預かり (上記対象を除く)		5,082 人日	5,082 人日	5,082 人日	5,082 人日	5,082 人日
③-①			20,761 人日	21,257 人日	21,669 人日	21,938 人日	21,751 人日
④-②			▲11,867 人日	▲11,719 人日	▲11,361 人日	▲11,067 人日	▲10,980 人日

⑨延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。市内全保育所で実施しています。引き続き事業の適正な実施に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	94 人	93 人	91 人	89 人	89 人
②確保方策	230 人	230 人	230 人	230 人	230 人
②-①	136 人	137 人	139 人	141 人	141 人

⑩病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。保護者のニーズに対応すべく、事業実施に向けて引き続き研究していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,864 人日	1,844 人日	1,804 人日	1,771 人日	1,765 人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	▲1,864 人日	▲1,844 人日	▲1,804 人日	▲1,771 人日	▲1,765 人日

⑪放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。放課後児童クラブは、小学校区ごとの７か所で小学校の余裕教室や小学校の敷地内の専用施設を利用して実施しています。

市全体では、各年度の量の見込みに対して量の確保はできていますが、小学校区単位では、施設の定員に対して量の見込みが上回っている施設や入会希望者の増加により既存施設が狭小な施設があります。（金光小学校区・六条院小学校区）

対象学年の拡大に伴い、すべての児童クラブで６年生までの受け入れができるよう、小学校区ごとに小学校の余裕教室の活用や既存施設の増改築等を行い、段階的に整備を進め、量の確保を図っていきます。

また、「浅口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、児童ひとり当たりの面積基準や支援の単位ごとの児童数基準など基準に適合した運営を行うための環境整備を行い、質の改善に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		319 日人	309 日人	297 日人	283 日人	276 日人
内訳	小学 1～3 年生	173 日人	165 日人	160 日人	152 日人	151 日人
	小学 4～6 年生	146 日人	144 日人	137 日人	131 日人	125 日人
② 確保方策		341 日人	381 日人	421 日人	421 日人	421 日人
②-①		22 日人	72 日人	124 日人	138 日人	145 日人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する新規事業です。

特定教育・保育施設が行う保護者の実費負担について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助の導入を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が特定教育・保育施設等の設置運営や地域型保育事業の実施が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

第６章　計画の推進に向けて

第１節　計画の周知徹底

浅口市を「希望ある未来へ　子どもとともに育つまち」としていくためには、市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への周知やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

第２節　市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

第３節　計画の進捗状況の管理・評価

本計画の実現に向けて、浅口市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況等について、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い施策の改善につなげていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(平成 29 年度)を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(平成 31 年度)までとします。

資料編

第１節　浅口市子ども・子育て会議条例

○浅口市子ども・子育て会議条例

平成25年３月27日
条例第１号
改正　平成26年６月30日条例第11号

(設置)

第１条　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第１項の規定に基づき、浅口市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(職務)

第２条　会議は、法第77条第１項各号に掲げる職務を行う。

(組織)

第３条　会議の委員は25人以内とし、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者の中から浅口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第４条　委員の任期は２年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第５条　会議に会長１人及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第６条　会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教育委員会が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第７条　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第８条　会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

(会議の招集の特例)

２　この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則(平成26年６月30日条例第11号)

この条例は、平成26年７月１日から施行する。

第２節　浅口市子ども・子育て会議の公開に関する要綱

○浅口市子ども・子育て会議の公開に関する要綱

平成 25 年９月 18 日
告示第 111 号

（目的）

第１条 この告示は、浅口市子ども・子育て会議条例（平成 25 年浅口市条例第１号）第９条の規定により、浅口市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を公開することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）

第２条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（1） 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。

（2） 浅口市情報公開条例（平成 18 年浅口市条例第 10 号）第７条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を取り扱うとき。

（3） 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

（非公開の決定）

第３条 会議の非公開の決定は、前条ただし書の規定に基づき、会長が会議に諮って行うものとする。

２ 会長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第４条 会議について、次の事項をあらかじめ公表しなければならない。

（1） 開催日時

（2） 開催場所

（3） 議題

（4） 傍聴者の定員

（5） 傍聴手続

（6） 連絡先

（7） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２ 前項に規定する事項は、会議を開催する日の１週間前までに、浅口市ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

（公開の方法等）

第５条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行うものとする。

２ 会長は、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員を５人以内であらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、会長及び副会長を互選する会議のときは、市長がこれを行う。

３ 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

４ 会長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴することができない者）

第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1） 銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

（3） 張り紙、ビラ、旗、幕、プラカードその他これらに類するものを掲げている者

（4） 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類するもの又は拡声器を持っている者

（5） 前各号に定めるもののほか、会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第７条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（1） 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2） 会場において発言しないこと。

（3） みだりに席を離れないこと。

（4） 飲食又は喫煙をしないこと。

（5） 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、報道機関等の者で会長の許可を得たものは、この限りでない。

（6） 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第８条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

２ 会長は、傍聴者が前条の規定に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

（会議資料の提供）

第９条 会長は、傍聴者に会議資料（不開示情報が記録されている部分を除く。）を配布することができる。ただし、個別の配布が困難なものについては、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

（会議録の作成及び公開）

第 10 条 会長は、書面により会議録を作成させなければならない。

２ 会議録は、会長及び会議において定めた１人以上の委員がこれに署名しなければならない。

３ 会議録には、次の事項を記載するものとする。

（1） 会議名

（2） 開催日時

（3） 開催場所

（4） 出席者（委員及び事務局）

（5） 議題

（6） 審議内容

（7） 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

４ 公開した会議の会議録の写しは、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供さなければならない。

５ 会議録の閲覧に際し、その写しを交付したときの費用の徴収は、浅口市情報公開事務取扱要綱（平成 18 年浅口市訓令第７号）第３第５項第８号の規定を準用する。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第３節　浅口市子ども・子育て会議委員名簿

（五十音順）

役職	氏　　名	所　属　団　体
	秋田　千恵	浅口市立六条院小学校なかよし児童クラブ運営委員会
会長	井山　房子	くらしき作陽大学子ども教育学部
	岡堂　典以史	浅口市小学校長会
	尾崎　照子	浅口商工会女性部
	加賀　直美	浅口市立金光竹小学校 PTA
	齋藤　利充	金光のびっこクラブ運営委員会
	髙橋　行地郎	金光学園幼稚園
副会長	田口　桂一郎	浅口市議会
	谷本　富子	浅口市公立幼稚園主任会
	中務　美保子	浅口市教育委員会
	西牧　隆	浅口市民生委員児童委員協議会
	橋本　章子	浅口市つどいの広場のびっ子
	福嶋　啓祐	浅口医師会
	藤原　英理子	浅口市立寄島西保育園保護者会
	山本　繁	岡山県倉敷児童相談所
	山本　眞由美	浅口保育協議会
	吉岡　貴美	浅口市鴨方地区民生委員児童委員協議会児童部
	吉田　真章	浅口市立鴨方東幼稚園 PTA

平成 27 年 3 月末現在

第４節　浅口市子ども・子育て会議開催状況

開催回	開催日時	協議内容
第１回	2013 年 9 月 26 日	• 子ども・子育て支援新制度について • 浅口市の現状について • 子ども・子育て支援ニーズ調査について
第２回	2014 年 2 月 27 日	• 計画書のイメージ • 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書
第３回	2014 年 8 月 7 日	• 教育・保育提供区域の設定について • 計画の基本構想
第４回	2014 年 10 月 16 日	• 浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第５回	2015 年 1 月 29 日	• 浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第 6 回	2015 年 3 月 26 日	• 浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

※「すくすくジャパン」

　質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援する「子ども・子育て支援新制度」のメインコピー。

　新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。

浅口市子ども・子育て支援事業計画
平成 27 年３月

発　　行　　**岡山県　浅口市**
〒719-0243　岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2
事務局：教育委員会事務局　こども未来課
TEL　0865-44-7011
FAX　0865-44-7602